野田市地域防災計画修正の概要

修正の概要	国及び県の上位計画との整合性を図るとともに、市の防災体制の変更に伴う修正等をしようとするもの
主な修正項目 （修正：94 箇所）	**（１）千葉県地域防災計画等の修正等に伴うもの**　（修正：24 箇所） ①地震情報の種類と内容の追加及び修正 【新旧 P28　震-63 】 ②安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化のための市から千葉県への報告への留意事項を追記 【新旧 P30　震-66 】 ③東海地震に関する内容について、南海トラフ地震に関連する情報の運用を開始したことにより、東海地震に関する情報の発表は現在行っていないため、南海トラフ地震に関する内容に一律修正 【新旧 P34, 50～87（附編）他　震-76, 134～166（附編）他 】 **（２）市の防災体制（災害対策本部）及び対策班事務分掌等の見直し** （修正：29 箇所） ①市の行政組織図変更に伴う組織図等の変更※ ②地震の防災体制の配備基準に「長周期地震動階級３以上」を追加 ③本年度災害対策本部主管者訓練の結果意見による変更　など 【新旧 P16, 17～27 他　震-51, 55～61、風-26～31、資-8～13　他 】 ※組織図変更については、令和６年度の変更が確定していないため、確定後に再度変更する方針とする。（修正素案の段階では令和５年度時点） **（３）野田市水防計画の修正に伴う変更**　（修正：１箇所） 水防配備体制において、水防準備体制を削除し、水防注意体制及び水防警戒体制の配備時期や活動内容等の記載内容を水防計画に合わせて修正 【新旧 P107～110　風-38 】 **（４）水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内の要配慮者利用施設の追加**　（修正：１箇所） 最新の対象施設の情報に更新※　【新旧 P178～189　資-107】 ※対象施設については、修正素案の時点では令和６年１月時点を最新とし修正し、令和６年５月時点で再度更新を実施する **（５）時点修正や名称等の変更**　（修正：39 箇所） 時点修正（協定の追加、人口等の変更）や名称の変更（避難所運営委員会、エックス（旧ツイッター））　など
前回修正年月日	令和５年度修正（令和５年１０月１１日）
備　考	前回修正（令和５年度）については、風水害の指定避難所の見直しに関する避難所情報のみの変更で他は未修正だったため、他計画内容については、前々回修正（令和４年度修正）からの修正となる。

野田市防災会議委員からの意見（地域防災計画修正素案等に対して）

部署	種類	新旧対照表	箇所	防災会議委員からの修正指摘箇所	防災会議委員からの修正案	意見・質問等	市の回答（修正方針等）
野田市いきいきクラブ連合会副会長	①今回の修正に関する意見	P107～110	風-38,39 風水害編 第3章 第5節	第５節 消防・救助救急・危険物等対策 第４ 水防活動 １．水防配備体制及び活動内容 〈野田市水防配備体制及び活動内容〉 種別：水防注意体制 配備時期： （終期） ″<u>次の１項目以上の場合は～</u>″ 種別：水防警戒体制 配備時期： （終期） ″<u>次の１項目以上の場合は～</u>″	第５節 消防・救助救急・危険物等対策 第４ 水防活動 １．水防配備体制及び活動内容 〈野田市水防配備体制及び活動内容〉 種別：水防注意体制 配備時期： （終期） ″<u>次の１項目以上が該当する場合は～</u>″ 種別：水防警戒体制 配備時期： （終期） ″<u>次の１項目以上が該当する場合は～</u>″	水防配備体制の表中の文言表記の修正をお願いしたい（表現不備部分）。	ご意見のとおり、「該当する」を加え修正いたします。 水防計画書（本編P35～37）の同じ個所の修正も合わせて行います。
千葉県東葛飾地域振興事務所所長	②計画全体に関する意見	①P30 ②P32 他 ③P36 他 ④P38 他 ⑤P49 ⑥P105 ⑦P154	複数箇所あり	※以下の組織や計画名称等の修正 ①(震-66) 支部総務班（東葛飾地域振興事務所<u>地域振興課</u>） ②(震-70　他) 県防災危機管理部<u>危機管理課</u> ③(震-87　他) <u>避難勧告・指示等</u> ④(震-93　他) 県<u>水道局</u> ⑤(震-128) （公財）<u>都道府県会館</u> ⑥(風-34) <u>千葉県被害情報等報告要領</u> ⑦(資-51) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>避難勧告</u>	※以下の組織や計画名称等の修正 ①(震-66) 支部総務班（東葛飾地域振興事務所<u>地域防災課</u>） ②(震-70　他) 県防災危機管理部<u>防災対策課</u> ③(震-87　他) <u>避難指示等</u> ④(震-93　他) 県<u>企業局</u> ⑤(震-128) （公財）<u>都道府県センター</u> ⑥(風-34) <u>千葉県危機管理情報共有要綱</u> ⑦(資-51) <u>高齢者等避難</u> <u>避難指示</u>	県の組織名称や計画の修正や、一部避難勧告の修正漏れがあるため修正をお願いしたい。	ご意見のとおり、組織名称等を修正いたします。

議題２　資料

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（震災編）

頁	新旧対照表	修正概要項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
震-7	P1	（1）	14. 関東地方環境事務所	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	「14. 関東地方環境事務所」を内容含めて追加
震-8	P2	（1）	9. 楽天モバイル株式会社	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	「9. 楽天モバイル株式会社」を内容含めて追加
震-9	P3	（1）	8. 公益社団法人千葉県看護協会	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	「8. 公益社団法人千葉県看護協会」を内容含めて追加
震-10	P4	（5）	13. 一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部	県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	千葉県LPガス協会を、″一般社団法人″から″公益社団法人″に変更
震-12	P5	（5）	第3　社会環境	最新の情報に修正	市の「1. 人口」及び「2. 土地利用」を最新の情報に修正する
震-13	P6	（5）	1. 地震の履歴　　表	最新の情報に修正	東日本大震災の「千葉県における地震被害の履歴」を最新の情報に修正する
震-14	P7	（5）	2. 東日本大震災の被害	最新の情報に修正	被害状況（全国、県、市）を最新の情報に修正する
震-22	P8	（5）	4. その他の通信網の整備	名称変更に伴う修正	″ツイッター″を″エックス（旧ツイッター）″に修正
震-23	P9	（1）	2. 学校教育による普及	県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	学校教育の普及の連携先について、″家庭や地域″を″家庭や地域の消防団員等″に修正
震-33	P10	（1）	第5節 地震に強いまちづくり	県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	千葉県LPガス協会について、″一般社団法人″を″公益社団法人″に変更
震-35	P11	（1）	2. 橋梁　(2)県の対策	県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	県計画の記載内容のとおりに修正
震-41	P12,13	（2）	2. 応急医療体制の整備　(1)(2)(3)(5)(6)	市の行政組織変更に伴う変更	保健救護班を″福祉部″から″健康子ども部″に変更
震-48	P14	（5）	4. 避難行動～	名称変更に伴う修正	″ツイッター″を″エックス（旧ツイッター）″に修正
震-50	P15	（5）	2. 安否確認～	名称変更に伴う修正	″ツイッター″を″エックス（旧ツイッター）″に修正
震-51	P16	（2）	1. 防災体制	「長周期地震動階級3以上」を、市の全国瞬時警報システム（Jアラート）の動作条件に追加したため、警戒配備体制第1配備の配備基準に追加	警戒配備体制第1配備の配備基準の観測条件に、「長周期地震動階級3以上」を追加
震-55	P17	（2）	災害対策本部　組織図	市の行政組織変更に伴う変更	社教班は避難所班の業務内容が同じため、避難所班に統一
震-55	P17	（2）	災害対策本部　組織図	市の行政組織変更に伴う変更	情報政策課（対策要員部班）、道路サービス課（土木班）を追加し、保育課を子ども保育課に変更

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（震災編）

頁	新旧対照表	修正概要項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
震-55	P17	（2）	災害対策本部　事務分掌	市の行政組織変更に伴う変更	PR推進室が物資班に残っていたため削除
震-56～61	P18～27	（2）	災害対策本部　事務分掌	主担当事務の表記を修正	主担当事務について、複数部署でまたがるか否かは関係なく、主担当を”◎”に変更
震-56～61	P21,23	（2）	災害対策本部　事務分掌	市の行政組織変更に伴う変更	組織図に追加した情報政策課、道路サービス課の事務分掌を追加
震-56～61	P18,19	（2）	災害対策本部　事務分掌	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の事務分掌は本部長（市長）等の秘書や接遇に関することとし、応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正
震-56～61	P21	（2）	災害対策本部　事務分掌	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正したため、対策要員部班の総務課事務分掌の報告先を″調整班″から″渉外調整班″に変更
震-56～61	P21	（2）	災害対策本部　事務分掌	対策班の事務分掌内容の変更	要配慮者班（生活支援課）が対応する「義援金」と区別し、支援受入班が対応するものを「支援金」と修正
震-56～61	P22	（2）	災害対策本部　事務分掌	市の行政組織変更に伴う変更	物資班の事務分掌で″PR推進室（責任者含む）″の内容を削除
震-63	P28,29	（1）	地震情報の種類	県計画に追加及び修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加及び修正	地震情報の種類と内容の追加及び修正
震-66	P30	（5）	5．県への報告（4）表	名称変更に伴う修正	″支部総務班（東葛飾地域振興事務所地域振興課）″を″支部総務班（東葛飾地域振興事務所地域防災課）″に修正
震-66	P30	（1）	5．県への報告（5）	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化のために、県と市が連携して公表するなどを追加
震-68	P31	（5）	1．市災害対策本部の広報（1）	名称変更に伴う修正	″ツイッター″を″エックス（旧ツイッター）″に修正
震-70	P32	（2）	第4節　災害派遣・応援要請　冒頭表	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正したため、担当を″調整班″から″渉外調整班″に変更
震-70	P32	（5）	1．災害派遣・撤収要請（3）表	名称変更に伴う修正	″県防災危機管理部危機管理課″を″県防災危機管理部防災対策課″に修正
震-73	P33	（5）	1．県への要請　表	名称変更に伴う修正	″県防災危機管理部危機管理課″を″県防災危機管理部防災対策課″に修正
震-76	P34	（1）	2．初動活動	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	東海地震予知情報は現在運用を行っておらず、南海トラフ地震臨時情報の運用に変更となったため、東海地震に関する記載を南海トラフ地震に関する記載に修正

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（震災編）

頁	新旧対照表	修正概要項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
震-81	P35	（2）	1．初動医療体制の整備（1）	市の行政組織変更に伴う変更	救護本部の設置の責任者を、″福祉部長″から″健康子ども部長″に変更
震-87	P36	（5）	1．避難指示等の発令（3)表	現在の避難情報の内容に修正	表タイトルを、″避難勧告・指示等の内容″から″避難指示等の内容″に変更
震-91	P37	（5）	3．指定避難所の運営	名称の変更（避難所運営委員会）	現在の運用に合わせて、″指定避難所管理・運営委員会″を″避難所運営委員会″に修正（2か所）
震-93	P38	（2）	第8節　生活救援　冒頭表	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正したため、″渉外調整班″を追加
震-93	P38	（5）	3．応急給水活動（1）（3）	名称変更に伴う修正	″千葉県水道局″を″千葉県企業局″に修正
震-94	P39	（2）	2．食料供給体制（3）	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正したため、″調整班″から″渉外調整班″に変更
震-95	P40	（5）	3．食料の供給	名称の変更（避難所運営委員会）	現在の運用に合わせて、″指定避難所管理・運営委員会″を″避難所運営委員会″に修正
震-95	P41	（2）	1．物資の要請（1）	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正したため、″調整班″から″渉外調整班″に変更
震-102	P41	（1）	2．警備体制	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	(1)″東海地震に関連する調査情報（臨時）″　⇒　″南海トラフ地震臨時情報（調査中）″ (2)″東海地震注意情報″　⇒　″南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）″ (3)″東海地震予知情報″　⇒　″南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）″
震-103	P42	（5）	第2　防犯	名称の変更（避難所運営委員会）	文中の″指定避難所管理・運営委員会″を″指定避難所運営委員会″に修正
震-104	P43	（5）	1．上水道施設	名称変更に伴う修正	″県水道局″を″県企業局″に修正
震-105	P44	（1）	5．通信施設（1）	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	災害用伝言版「web171」等を追加
震-107	P45	（2）	第13節　学校等における児童・生徒等の安全対策　冒頭表	市の行政組織変更に伴う変更	社教班が避難所班に統合したため、項目「第4 社会教育施設の対策」「第5 文化財の確認」を、社教班から避難所班に変更
震-110	P45	（2）	第5　文化財の確認	市の行政組織変更に伴う変更	社教班が避難所班に統合したため、市指定の文化財の報告先について、″市教育委員会（社教班）″を″市教育委員会（避難所班）″に変更
震-117	P46	（5）	1．廃棄物の処理（1）	野田市災害廃棄物処理計画は作成（平成31年3月）されたため修正	野田市災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制を確立する内容で修正する
震-117	P46	（1）	1．廃棄物の処理（1）	県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	一部記載部分について、県計画記載内容を追加する

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（震災編）

頁	新旧 対照表	修正概要 項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
震-117	P46	（2）	2．し尿の処理 （1）	指定避難所のし尿処理に対し、災害対応を考慮した内容に修正	指定避難所のし尿処理の内容を修正
震-123	P47,48	（1）	1．災害救助法の適用基準	災害救助法適用基準の表構成を修正（適用の基準（内閣府令））	「適用の基準」が内閣府令のもの（数値以外）について、基準が被害項目に記載された表のため、その内容を修正
震-128	P49	（5）	4．被災者生活再建支援金の支給 （4）	名称変更に伴う修正	″（公財）都道府県会館″を″（公財）都道府県センター″に修正
震-134 ～166	P50～87	（1）	附編（全般）	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一 ①情報の修正 ●東海地震に関連する調査情報（臨時） ⇒南海トラフ地震臨時情報（調査中） ●東海地震注意情報 ⇒南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） ●東海地震予知情報、警戒宣言 ⇒南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） ②情報の補足（図等の追加）

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（風水害編）

頁	新旧対照表	修正概要項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
風-6	P89	（1）	14．関東地方環境事務所	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編での修正の内容と同じ
風-8	P90	（1）	9．楽天モバイル株式会社	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編での修正の内容と同じ
風-9	P91	（1）	8．公益社団法人千葉県看護協会	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編での修正の内容と同じ
風-22	P92	（1）	1．防災体制	野田市の気象警報として、「暴風雪警報・大雪警報」も設定されているため、配備基準として追加	第2配備の中に暴風雪警報と大雪警報を追加
風-26	P93	（2）	災害対策本部　組織図	市の行政組織変更に伴う変更	震災編での修正の内容と同じ
風-27～31	P94～103	（2）	災害対策本部　事務分掌	市の行政組織変更に伴う変更	震災編での修正の内容と同じ
風-32	P104	（1）	1．気象情報等の収集	最新の情報に修正	記録的短時間大雨情報の内容に修正があったため修正
風-34	P105	（5）	第3　被害情報の収集・報告	名称変更に伴う修正	″千葉県被害情報等報告要領″を″千葉県危機管理情報共有要綱″に修正
風-36	P106	（2）	第4節　災害派遣・応援要請　冒頭表	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正したため、担当を″調整班″から″渉外調整班″に変更
風-38	P107～110	（3）	第4　水防活動	水防計画修正のため	「野田市水防配備体制及び活動内容」を最新の水防計画の内容に修正
風-43	P111	（5）	2．避難情報等の伝達	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
風-47	P112	（2）	第8節　生活救援　冒頭表	対策班の事務分掌内容の変更	調整班の応援要請関連事務分掌を渉外調整班業務に修正したため、″渉外調整班″を追加
風-53	P113	（2）	第13節　学校等における児童・生徒等の安全対策　冒頭表	市の行政組織変更に伴う変更	社教班が避難所班に統合したため、項目「第4 社会教育施設の対策」「第5 文化財の確認」を、社教班から避難所班に変更
風-57	P114	（2）	第2　清掃・廃棄物処理	野田市災害廃棄物処理計画は作成（平成31年3月）されたため修正	野田市災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制を確立する内容で修正する

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（大規模事故編）

頁	新旧対照表	修正概要項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
大-2	P116	（1）	2. 情報収集・報告	最新の情報に修正	消防庁の「火災・災害等即報要領」の一部改正に合わせて記載内容を修正
大-10	P117	（5）	4. 広報活動 （放射性物質事故対策）	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
大-12	P118	（5）	1. 応急活動体制	名称変更に伴う修正	″千葉県水道局″を″千葉県企業局″に修正
大-12	P118	（5）	2. 応急給水活動 （2）	名称変更に伴う修正	″県水道局″を″県企業局″に修正
大-13	P119	（5）	3.災害広報等 （大規模断水対策）	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
大-16	P120	（5）	3.広報活動 （大規模火災対策）	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
大-20	P121	（5）	3.広報活動 （危険物質災害対策）	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
大-21	P122	（5）	3.広報活動 （航空機災害対策）	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
大-24	P123	（5）	3.広報活動 （鉄道災害対策）	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
大-27	P124	（5）	3. 広報活動 （道路災害対策）	名称変更に伴う修正	ツイッターをエックス（旧ツイッター）に修正
大-27	P124	（5）	4. 避難	現在の避難情報の内容に修正	避難勧告を削除し、避難指示等に修正する

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（資料編）

頁	新旧対照表	修正概要項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
資-8	P126	（2）	資料１－６　野田市災害対策本部組織図	市の行政組織変更に伴う変更	震災編での修正の内容と同じ
資-9～13	P127～136	（2）	資料１－７　野田市災害対策本部所掌事務	市の行政組織変更に伴う変更	震災編での修正の内容と同じ
資-14	P137～142	（2）	資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則	規則見直しに伴う修正	規則改正に伴う補助金交付対象及び金額等の変更
資-19	P143～148	（5）	資料２－２　野田市自主防災組織一覧	最新の情報に修正	令和6年1月1日時点で修正（追加4件、削除5件、組織名修正9件、結成日修正1件）
資-31	P149	（5）	資料３－３　野田市防災行政無線設置場所一覧	最新の情報に修正	令和6年1月1日時点で修正（子局移設1件）
資-40	P150,151	（5）	資料３－５　野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧	最新の情報に修正	令和6年1月1日時点で修正（撤去3件、名称変更5件、住所変更3件）
資-48	P152	（5）	資料３－８　野田市防災用MCA無線局番号簿	最新の情報に修正	令和6年1月1日時点で修正（追加3件、修正3件）
資-49	P153	（5）	資料３－９　防災関係機関の電話	最新の情報に修正	令和6年1月1日時点で修正
資-51	P154	（1）	資料３－１０　災害広報の例文　（例文5）	避難情報変更に伴う例文の修正	避難情報及び例文内容を修正
資-54	P155	（1）	資料３－１０　災害広報の例文　（例文１１）	東海地震関連を南海トラフ地震関連の情報に修正	南海トラフの情報に修正
資-66	P156	（5）	資料４－２　備蓄倉庫・備蓄品一覧	最新の情報に修正	令和6年3月29日時点で修正 ・新たな備蓄品を表へ追加 　紙おむつ（小児用BIGサイズ）及び間仕切りテントを新たに記載した。 ・備蓄品の数量を最新版に修正
資-71	P157	（2）	資料４－６　ヘリコプター神事離着陸場	離着陸場の施設管理者を現在の管理状況に修正	施設管理者を"教育長"になっている箇所を"市長"に修正
資-75	P158～171	（1）	資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び機関	最新の情報に修正	災害救助法の各救助の内容が変更となったため修正（費用の限度額等）
資-97	P172	（5）	資料５－７　災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）	時点日を更新	「平成30年3月1日現在」→「令和6年2月1日現在」

野田市地域防災計画　修正箇所一覧（資料編）

頁	新旧 対照表	修正概要 項目番号	箇　　所	修正理由	修正内容
資-101	P173～175	（5）	資料5－8　災害時応援協定一覧（民間事業者）	最新の情報に修正	令和6年2月1日時点で修正 ・物資協定 　追加6件（新規締結4件、前回漏れ2件）　削除1件 ・支援協力協定 　追加8件（新規締結6件、前回漏れ2件）　削除1件 ・施設利用協定 　追加1件（新規締結1件）
資-105	P176,177	（1）	資料6－1　警報・注意報発表基準一覧	最新の情報に修正	銚子地方気象台発表の最新の情報に修正
資-107	P178～189	（4）	資料6－3　水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	最新の情報に修正	令和6年1月1日時点で修正 ・高齢者施設 　新規1件、廃止2件、名称変更2件 ・障がい者施設 　新規20件、廃止13件、名称変更3件、住所変更1件 ・保育施設 　廃止3件、住所変更1件 ・学校施設 　廃止2件

議題２　資料

野田市地域防災計画
新旧対照表

令和６年度
修正素案

野田市防災会議

震災編

修　正　案	現　行
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第３　指定地方行政機関 ページ 震-７

第３ 指定地方行政機関

（略）

１４．関東地方環境事務所
(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
(3) 放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

関東地方環境事務所とは
環境省の関東地方支分部局で、廃棄物・リサイクル対策、環境教育・環境保全活動の推進、放射能汚染対策、自然環境の保全整備等の業務を行っている。

第３ 指定地方行政機関

（略）

（新規）

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第５　　指定公共機関	ページ 震-８

第５ 指定公共機関

（略）

９．楽天モバイル株式会社
(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第５ 指定公共機関

（略）

（新規）

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第６　　指定地方公共機関	ページ 震-９

第６　指定地方公共機関

（略）

８．公益社団法人千葉県看護協会
(1) 医療救護活動に関すること
(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

第６　指定地方公共機関

（略）

（新規）

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	震災編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	ページ 震-１０

第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

（略）

１３．公益社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部
　災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関すること

第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

（略）

１３．一般社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部
　災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関すること

修　正　案	現　行
修正理由 「１．人口」及び「２．土地利用」について時点修正を行う	震災編 第１章　総則 第３節　災害環境 第３　社会環境 ページ 震-１２

第３　社会環境

１．人口
本市の人口と世帯数は、令和５年４月１日現在、153,600人、71,379世帯である。

２．土地利用
本市の面積は、103.55㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉　（令和４年１月１日現在）

	面 積（㎡）	割合（%）
田	12,570,770	12.1
畑	16,492,482	15.9
宅地	24,843,290	24.0
池沼	293,336	0.3
山林	5,243,290	5.1
原野	107,628	0.1
雑種地	13,367,399	12.9
その他	30,631,805	29.6

第３　社会環境

１．人口
本市の人口と世帯数は、令和４年４月１日現在、153,529人、70,482世帯である。

２．土地利用
本市の面積は、103.55㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉　（令和３年３月１日現在）

	面 積（㎡）	割合（%）
田	12,576,257	12.1
畑	16,681,831	16.1
宅地	24,728,938	23.9
池沼	293,336	0.3
山林	5,345,030	5.2
原野	113,703	0.1
雑種地	13,172,585	12.7
その他	30,640,320	29.6

修　正　案

修正理由

「千葉県における地震被害の履歴」について最新情報に更新する

第４　既往災害

（略）

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
（略）				
2005 平成 17	7.23	千葉県北西部地震	M6.0　震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度５強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度５弱。
2011 平成 23	3.11	東北地方太平洋沖地震	M9.0　震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から３km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7km² に達した。死者は 22 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者２名（津波による）、負傷者 268 名。
2012 平成 24	3.14	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で死者１名、負傷者１名、家屋の半壊２棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が４か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。

（千葉県地域防災計画を編集）

現　　行

震災編
　第１章　総則
　　第３節　災害環境
　　第４　既往災害

ページ
震-１３

第４　既往災害

（略）

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
（略）				
2005 平成 17	7.23	千葉県北西部地震	M6.0　震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度５強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度５弱。
2011 平成 23	3.11	東北地方太平洋沖地震	M9.0　震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から３km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7km² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 22 名）、行方不明者２名（津波による）、負傷者 261 名。
2012 平成 24	3.14	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で死者１名、負傷者１名、家屋の半壊２棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が４か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。

（千葉県地域防災計画を編集）

修　正　案	現　行
修正理由 被害状況（全国、県、市）について最新情報に更新する	震災編 第１章　総則 第３節　災害環境 第４　既往災害 ページ 震-１４

第４　既往災害

２.東日本大震災の被害

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者 19,765 人、行方不明者 2,553 人、負傷者 6,242 人、住家被害は、全壊 122,039 棟、半壊 283,698 棟、一部破損 750,020 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（令和５年３月９日現在、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震第 163 報別紙 出典）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度５強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者１人、軽傷者５人
火災	１件
住家被害	全壊１棟、半壊７棟、一部破損 1,936 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

第４　既往災害

２.東日本大震災の被害

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者 19,729 人、行方不明者 2,559 人、負傷者 6,233 人、住家被害は、全壊 121,996 棟、半壊 282,941 棟、一部破損 748,461 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 261 人、住家全壊 801 棟、半壊 10,155 棟などの被害が発生した（令和２年３月 10 日現在、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震第 160 報別紙 出典）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度５強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者１人、軽傷者５人
火災	１件
住家被害	全壊１棟、半壊７棟、一部破損 1,932 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	震災編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の整備 第２　情報連絡体制の整備 ページ 震-２２

第２　情報連絡体制の整備

（略）

４.その他通信網の整備

市民生活部は、メール、エックス（旧ツイッター）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第２　情報連絡体制の整備

（略）

４.その他通信網の整備

市民生活部は、メール、ツイッター等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

修　正　案	現　行
修正理由 県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	震災編 第２章　災害予防計画 第２節　防災知識の普及啓発 第１　防災広報・防災教育の充実 ページ 震-２３

第１ 防災広報・防災教育の充実

２．学校教育による普及

学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、家庭や地域の消防団員等と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

第１ 防災広報・防災教育の充実

２．学校教育による普及

学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

修　正　案

修正理由

県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正

体　系	担　当	関係機関
第１　市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、福祉部自然経済推進部	
第２　道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第３　公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第４　ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、公益社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第５節　地震に強いまちづくり

ページ
震-３３

体　系	担　当	関係機関
第１　市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、福祉部自然経済推進部	
第２　道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第３　公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第４　ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、一般社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正	震災編 第２章　災害予防計画 第５節　地震に強いまちづくり 第２　　道路・橋梁等の安全化	ページ 震-３５

第２ 道路・橋梁等の安全化

２．橋梁

（略）

(2) 県の対策

県は、管理橋梁の長寿命化に努めるとともに、既設橋梁の耐震対策を進め、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

第２ 道路・橋梁等の安全化

２．橋梁

（略）

(2) 県の対策

県は、老朽橋の架け替え及び補強等を推進するとともに、既設橋梁の耐震対策を進め、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更に伴う変更	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第２　救急・救護・保健衛生体制の整備 ページ 震-４１、４２

第３ 救急・救護・保健衛生体制の整備

２．応急医療体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

健康子ども部は、野田市医師会等と連携し応急体制に必要となる医療救護所や後方医療機関を確保する。また、野田市医師会との協議により医療救護所の設置場所を定める。

(2) 協力体制の構築

健康子ども部は、野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。

日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、健康子ども部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。

(3) 医薬品等の確保

健康子ども部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。

（略）

(5) 参集体制等の整備

健康子ども部は、医療救護所における応急処置や負傷者のトリアージ等の医療救護活動を行う医療救護班の編成を行うため、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部と協議し参集方法等の初動医療体制の確立を図る。

次ページに続く

第２ 救急・救護・保健衛生体制の整備

２．応急医療体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

福祉部は、野田市医師会等と連携し応急体制に必要となる医療救護所や後方医療機関を確保する。また、野田市医師会との協議により医療救護所の設置場所を定める。

(2) 協力体制の構築

福祉部は、野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。

日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、福祉部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。

(3) 医薬品等の確保

福祉部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。

（略）

(5) 参集体制等の整備

福祉部は、医療救護所における応急処置や負傷者のトリアージ等の医療救護活動を行う医療救護班の編成を行うため、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部と協議し参集方法等の初動医療体制の確立を図る。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更に伴う変更	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第２　救急・救護・保健衛生体制の整備 ページ 震-４１、４２

第２ 救急・救護・保健衛生体制の整備

(6) 災害医療コーディネーター

市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。

（災害医療コーディネーターの主な業務）

（ア）平時

○健康子ども部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。

３．保健衛生体制の整備

野田保健所（野田健康福祉センター）は、平時から健康子ども部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

第２ 救急・救護・保健衛生体制の整備

(6) 災害医療コーディネーター

市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。

（災害医療コーディネーターの主な業務）

（ア）平時

○福祉部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。

３．保健衛生体制の整備

野田保健所（野田健康福祉センター）は、平時から福祉部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	震災編 第２章　災害予防計画 第８節　避難行動要支援者の安全確保対策 第２　避難行動要支援者への対策 ページ 震-４８

第２　避難行動要支援者への対策

４．避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びエックス（旧ツイッター）等様々な手段を確保し、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。

また、発令された高齢者等避難等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

第２　避難行動要支援者への対策

４．避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。

また、発令された高齢者等避難等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	震災編 第２章　災害予防計画 第９節　帰宅困難者対策 第１　一斉帰宅の抑制 ページ 震-５０

第１　一斉帰宅の抑制

２.安否確認手段の普及・啓発

市民生活部は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版ｗｅｂ171、災害用ブロードバンド伝言板、エックス（旧ツイッター）・フェイスブック等の SNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

第１　一斉帰宅の抑制

２.安否確認手段の普及・啓発

市民生活部は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版ｗｅｂ171、災害用ブロードバンド伝言板、ツイッター・フェイスブック等の SNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

修　正　案

修正理由

「長周期地震動階級３以上」を、市の全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の動作条件に追加したため、警戒配備体制第１配備の配備基準に追加

第１　市の防災体制の確立

１．防災体制

（略）

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前　警戒配備体制	第１配備	(1) 市内で震度４又は長周期地震動階級３以上の地震を観測し、市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員（※）
	第２配備	(1) 市内で震度５弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員 ・避難所所長が指定する職員

長周期地震動とは

大きな地震で生じる周期が長い大きな揺れで、震源地の遠くまで伝わり高層建物（高層：一般的に６階以上）を大きく長時間揺れを引き起こす揺れを長周期地震動と呼ぶ。地震の揺れの強弱の程度を表す震度（10 段階：０～７）とは別の指標として、長周期地震動で起こる状態や被害程度から揺れの大きさの指標を長周期地震動階級（４段階：１～４）として発表している。

（階級１）室内でほとんどの人が揺れを感じる
（階級２）室内で大きな揺れを感じ、行動に支障を感じる
（階級３）立っていることが困難になる
（階級４）立っていることができず、はわないと動くことができない

現　　行

震災編
　第３章　災害応急対策計画
　　第１節　応急活動体制
　　第１　　市の防災体制の確立

ページ　震-５１

第１　市の防災体制の確立

１．防災体制

（略）

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前　警戒配備体制	第１配備	(1) 市内で震度４の地震を観測し、市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員（※）
	第２配備	(1) 市内で震度５弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員 ・避難所所長が指定する職員

(修正補足)長周期地震動

長周期地震動階級については、令和５年２月から気象庁の緊急地震速報の発表基準（階級３以上を予測）とされたことから、野田市においても一部高層建物もあり、長周期地震動による被害も予測されるため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の動作条件に震度とは別に長周期地震動階級３以上も追加し、長周期地震動階級３以上の情報を受信した場合には、市民に情報を伝達している。そのため、今回配備体制の基準に長周期地震動階級３以上も追加した。なお、県の災害対応の活動体制の基準としても長周期地震動階級３以上は含まれている。

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

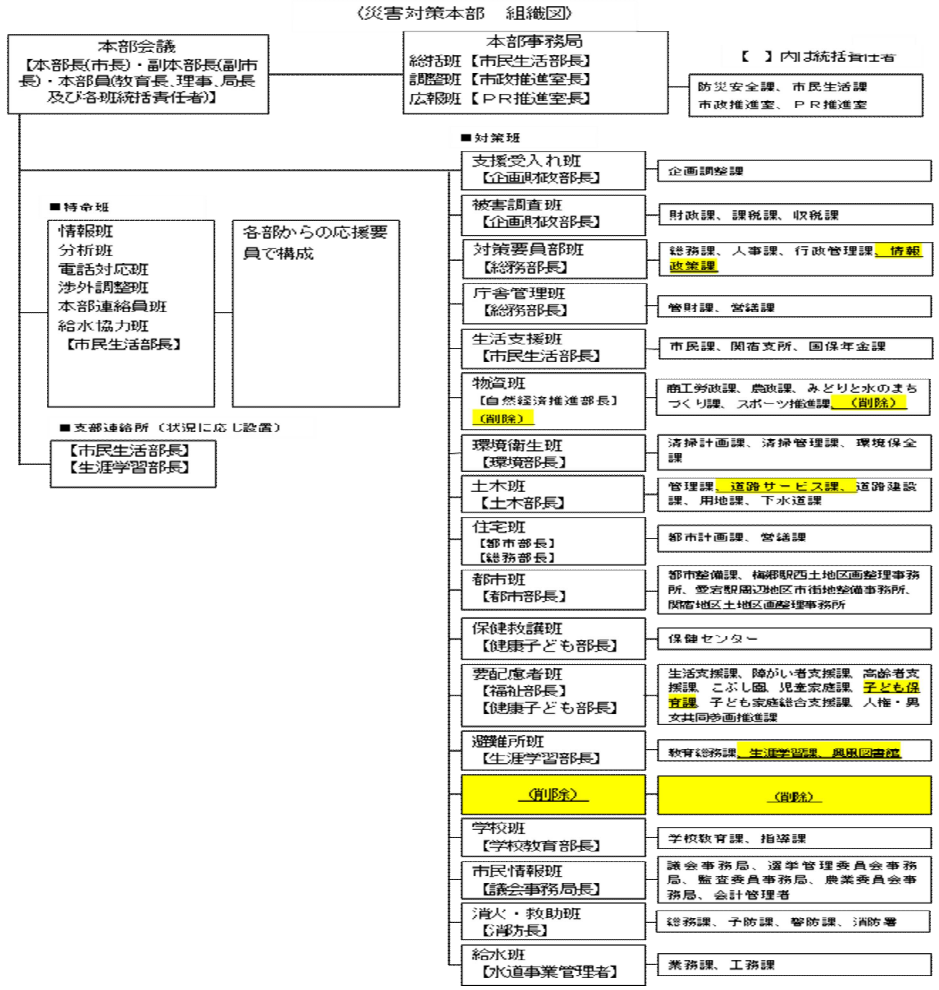

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
震-５５

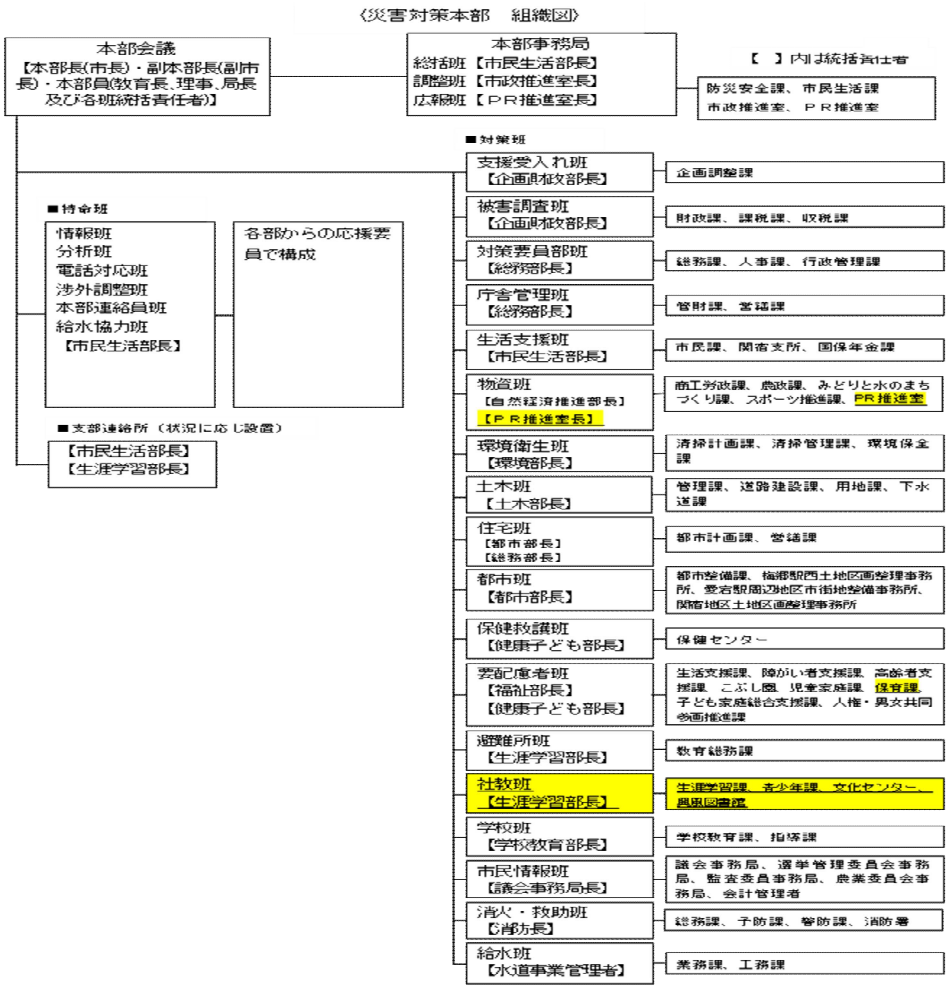

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

〈災害対策本部　所掌事務〉

■本部事務局　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	◎本部会議の記録に関すること。 ◎本部長、副本部長の秘書に関すること。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	（略）

次ページに続く

現　　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

〈災害対策本部　所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■特命班（各部からの応援要員で構成）　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ◎各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関すること。

次ページに続く

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			・市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■各班共通事務

※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	◎所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ◎所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ◎所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ◎本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ◎本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■各対策班　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。 ◎被災者支援の受入れ・調整に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長 課税課長 収税課長	（略）
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、涉外調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	◎職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。
		情報政策課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。

次ページに続く

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ　震-５６～６１

■各対策班　※　◎は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	・義援金・寄附金の受入れに関すること。 ・被災者支援の受入れ・調整に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長 課税課長 収税課長	（略）
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	・職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	（略）
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	（略）
		農政課長	
		みどりと水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	（削除）	（削除）	（削除）
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	（略）
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

現　　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	（略）
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	（略）
		農政課長	
		みどりと水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	ＰＲ推進室長	ＰＲ推進室長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	（略）
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

土木班	土木部長	管理課長	◎河川・排水路等の復旧に関すること。 ・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路サービス課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	（略）
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

現　　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	（略）
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	（略）
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	（略）
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	
		関宿地区土地区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健センター長	◎応急医療救護及び助産に関すること。 ◎医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ◎被災者の健康管理に関すること。 ◎防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	（略）
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	（略）
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	
		関宿地区土地区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		こぶし園長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）

次ページに続く

現　　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ・災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		こぶし園長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		生涯学習課長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		興風図書館長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
学校班	学校教育部長	学校教育課長	◎応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒等の安否確認に関すること。 ◎炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

現　　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	（略）
		選挙管理委員会事務局長	
		監査委員事務局長	
		農業委員会事務局長	
		会計管理者	
消火・救助班	消防長	総務課長	◎救助に関すること。
		予防課長	◎消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	◎救急に関すること。
		消防署長	◎消防隊の運用及び指令に関すること。 ◎水防活動に関すること。 ◎自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	（略）
		工務課長	

現　行

震災編
第２章　災害予防計画
第１節　応急活動体制
災害対策本部　事務分掌

ページ
震-５６～６１

市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	（略）
		選挙管理委員会事務局長	
		監査委員事務局長	
		農業委員会事務局長	
		会計管理者	
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	（略）
		工務課長	

修　正　案	現　行
修正理由 県計画に追加及び修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加及び修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第２　地震情報等の収集・伝達 ページ 震-６３

第２ 地震情報等の収集・伝達

１．地震情報の収集

（略）

〈地震情報の種類〉

種類	内　容
緊急地震速報（警報）	ある地域で最大震度５弱又は長周期地震動階級３以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度４又は長周期地震動階級３以上を予想した地域となる。
震度速報	地震発生から約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	震度３以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。

次ページに続く

第２ 地震情報等の収集・伝達

１．地震情報の収集

（略）

〈地震情報の種類〉

種類	内　容
（新規）	（新規）
震度速報	地震発生から約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188 地域に区分）と地震の発現時刻を発表。
（新規）	（新規）
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 県計画と整合性を合わせる修正で、内容修正及び未記載情報種類の追加	震災編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第２　地震情報等の収集・伝達 ページ 震-６３

第２ 地震情報等の収集・伝達

種類	内　容
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度５弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度５弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級１以上を観測したときに、１０分程度で発表する。

第２ 地震情報等の収集・伝達

種類	内　容
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
（新規）	（新規）

修　正　案	現　行
修正理由 ・名称変更に伴う修正 ・県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第３　被害情報の収集・報告 ページ 震-６６

第３ 被害情報の収集・報告

５．県への報告

（4）被害情報等の収集報告系統

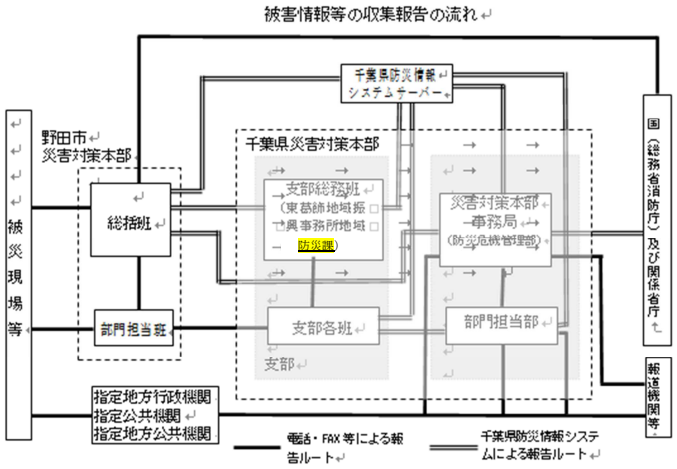

（5）留意事項

（略）

キ　市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

第３ 被害情報の収集・報告

５．県への報告

（4）被害情報等の収集報告系統

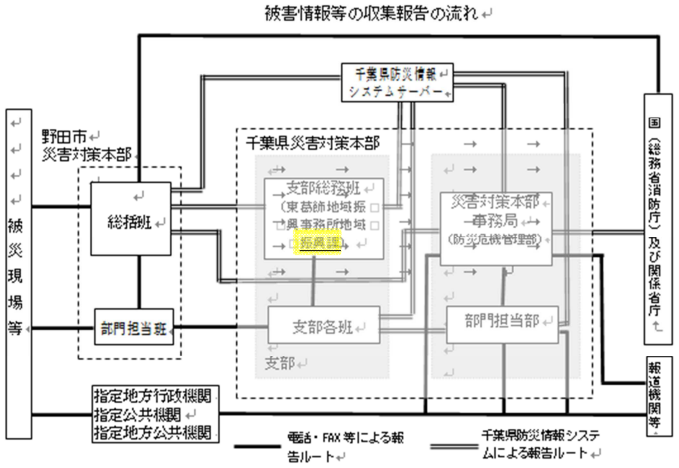

（5）留意事項

（略）

（新規）

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第３節　災害広報 第１　災害時の広報 ページ 震-６８

第１　災害時の広報

(1) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

ア	防災行政無線（固定系）	イ	広報車による巡回
ウ	災害広報紙の発行	エ	メール、エックス（旧ツイッター）等ＳＮＳ
オ	ホームページ	カ	支部連絡所及び指定避難所への掲示

第１　災害時の広報

(1) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

ア	防災行政無線（固定系）	イ	広報車による巡回
ウ	災害広報紙の発行	エ	メール、ツイッター等ＳＮＳ
オ	ホームページ	カ	支部連絡所及び指定避難所への掲示

修　正　案

修正理由

・対策班の事務分掌内容の変更
・名称変更に伴う修正

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	渉外調整班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	渉外調整班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	渉外調整班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

第１　自衛隊の災害派遣

１．災害派遣・撤収要請

（１）派遣要請の手続

（略）

〈災害派遣要請の手続〉

連絡先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	（略）

現　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第４節　災害派遣・応援要請

ページ　震-７０

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	調整班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	調整班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	調整班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

第１　自衛隊の災害派遣

１．災害派遣・撤収要請

（１）派遣要請の手続

（略）

〈災害派遣要請の手続〉

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	（略）

修　正　案

修正理由

名称変更に伴う修正

第２　県・市町村等への要請

〈県への応援要請手続〉

要　請　先	県防災危機管理部防災対策課	
連　絡　方　法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア　災害の状況 イ　応援を必要とする理由 ウ　応援を希望する物資等の品名、数量 エ　応援を必要とする場所・活動内容 オ　その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第４節　災害派遣・応援要請
第２　県・市町村等への要請

ページ
震-７３

第２　県・市町村等への要請

〈県への応援要請手続〉

要　請　先	県防災危機管理部危機管理課	
連　絡　方　法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア　災害の状況 イ　応援を必要とする理由 ウ　応援を希望する物資等の品名、数量 エ　応援を必要とする場所・活動内容 オ　その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編 第３章　災害応急対策計画 第５節　消防・救助救急・危険物等対策 第１　消防活動 ページ 震-７６

第１ 消防活動

２．初動活動

震度５強以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合、消火・救助班は直ちに次の初動措置を行う。

（修正補足）南海トラフ地震に関する情報

気象庁において平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関する情報」を運用開始したことに伴い、東海地震に着目した「東海地震に関する情報」の発表はされなくなったため、東海地震に関する情報は南海トラフ地震に関する情報に修正する。

また、それに伴い、本計画（震災編）の附編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画（震-134～166）」についても、現在計画記載の東海地震関連情報の各種情報を南海トラフ地震関連情報の各種情報に置き換える。

第２ 消防活動

２．初動活動

震度５強以上の地震が発生した場合及び東海地震予知情報の警戒宣言が発令された場合、消火・救助班は直ちに次の初動措置を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 市の行政組織変更に伴う変更	震災編 第３章　災害応急対策計画 第６節　医療救護・防疫活動 第１　応急医療救護 ページ 震-８１

第１ 応急医療救護

１．初動医療体制の整備

(1) 救護本部の設置

災害対策本部が設置された場合、速やかに健康子ども部長を本部長とし、救護本部を設置する。

第１ 応急医療救護

１．初動医療体制の整備

(1) 救護本部の設置

災害対策本部が設置された場合、速やかに福祉部長を本部長とし、救護本部を設置する。

修　正　案	現　行
修正理由 現在の避難情報の内容に修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第７節　避難対策 第１　避難活動 ページ 震-８７

第１　避難活動

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法令
（略）		

第１　避難活動

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	勧告・指示等を行う要件	根拠法令
（略）		

修　正　案	現　行
修正理由 名称の変更（避難所運営委員会）	震災編 第３章　災害応急対策計画 第７節　避難対策 第３　指定避難所の開設及び運営 ページ 震-９１

第３　指定避難所の開設及び運営

３.指定避難所の運営

避難所班は、避難者による避難所運営委員会が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。

運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした避難所運営委員会にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。

また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。

（略）

第３　指定避難所の開設及び運営

３.指定避難所の運営

避難所班は、避難者による指定避難所管理・運営委員会が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。

運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした指定避難所管理・運営委員会にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。

また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。

（略）

修　正　案

修正理由

対策班の事務分掌内容の変更

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、渉外調整班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班、渉外調整班	

第１　飲料水の供給

３．応急給水活動

（略）

イ　不足する場合は、千葉県企業局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。

（略）

(3) 給水活動

必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県企業局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。

現　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第８節　生活救援
第２　食料の供給

ページ
震-９３、９４

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班	

第１　飲料水の供給

３．応急給水活動

（略）

イ　不足する場合は、千葉県水道局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。

（略）

(3) 給水活動

必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県水道局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。

修　正　案	現　行
修正理由 名称の変更（避難所運営委員会）	震災編 第３章　災害応急対策計画 第８節　生活救援 第２　食料の供給 ページ 震-９４

第２　食料の供給

（略）

２．食料供給体制

（略）

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、涉外調整班が県に対して供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

３．食料の供給

物資班は、指定避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。指定避難所での配布は、避難所運営委員会に委任する。

第２　食料の供給

（略）

２．食料供給体制

（略）

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、調整班が県に対して供給を要請する。
応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

３．食料の供給

物資班は、指定避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。指定避難所での配布は、指定避難所管理・運営委員会に委任する。

修　正　案	現　行
修正理由 対策班の事務分掌内容の変更	震災編 第３章　災害応急対策計画 第８節　生活救援 第４　物資の受入れ・管理 ページ 震-９５

第４ 物資の受入れ・管理

１．物資の要請

(1) 物資の要請

物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、涉外調整班が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、涉外調整班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。

第４ 物資の受入れ・管理

１．物資の要請

(1) 物資の要請

物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、調整班が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、調整班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１１節　災害警備・防犯 第１　災害警備 ページ 震-１０２

第１ 災害警備

２．警備体制

野田警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1)連絡室

震度４以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合等

(2)対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合等

(3)災害警部本部

大規模地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合等

第１ 災害警備

２．警備体制

野田警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1)連絡室

震度４以上の地震が発生した場合及び東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合等

(2)対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

(3)災害警部本部

大規模地震が発生した場合又は東海地震予知情報が発表された場合等

修　正　案	現　行
修正理由 名称の変更（避難所運営委員会）	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１１節　災害警備・防犯 第２　防犯 ページ 震-１０３

第２　防犯

総括班は、被災地、指定避難所における犯罪等を防止するため、野田警察署、避難所運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

第２　防犯

総括班は、被災地、指定避難所における犯罪等を防止するため、野田警察署、指定避難所管理・運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１２節　ライフライン施設等の応急対策 第１　ライフライン施設 ページ 震-１０４

第１　ライフライン施設

１．上水道施設

給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県企業局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。

第１　ライフライン施設

１.上水道施設

給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水道局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。

修　正　案	現　行
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１２節　ライフライン施設等の応急対策 第１　ライフライン施設 ページ 震-１０５

第１ ライフライン施設

５．通信施設

（1）電話施設

（略）

〈応急措置〉

ア　通信の利用制限
イ　災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
ウ　無線設備の使用
エ　特設公衆電話の設置
オ　非常用可搬型電話局装置の設置
カ　臨時電報、電話受付所の開設
キ　回線の応急復旧
ク　災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「ｗｅｂ１７１」の運用

（略）

〈電話に関する広報事項〉

ア　通信途絶、利用制限の理由と内容
イ　災害復旧措置と復旧見込み時期
ウ　通信利用者に協力を要請する事項
エ　災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「ｗｅｂ１７１」の提供開始

災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言版とは
災害時に安否情報の確認を目的として、電話又はインターネットから接続して利用可能な無料のサービス（通信料除く）で、登録者は自身の電話番号をキーとして伝言情報を登録でき、確認者は登録者の電話番号をキーに伝言情報を確認できる。
なお、こちらサービスの体験が、毎月１日・15 日、正月三が日、防災週間（8 月 30 日 9 時～9 月 5 日 17 時）、防災とボランティア週間（1 月 15 日 9:00～1 月 21 日 17:00）で利用できる。

第１ ライフライン施設

５．通信施設

（1）電話施設

（略）

〈応急措置〉

ア　通信の利用制限
イ　非常通話、緊急通話の優先、確保
ウ　無線設備の使用
エ　特設公衆電話の設置
オ　非常用可搬型電話交換装置の設置
カ　緊急電報、電話受付所の開設
キ　回線の応急復旧
ク　災害用伝言ダイヤル「171」の提供

（略）

〈電話に関する広報事項〉

ア　通信途絶、利用制限の理由と内容
イ　災害復旧措置と復旧見込み時期
ウ　通信利用者に協力を要請する事項
エ　災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

項　目	担　当	関係機関
第１　災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第２　応急教育	学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班	
第３　応急保育	要配慮者班	
第４　社会教育施設の対策	避難所班	
第５　文化財の確認	避難所班	

第５　文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（避難所班）へ、国、県指定の文化財は、教育委員会を経由して県教育委員会へ報告する。

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１３節　学校等における児童・生徒等の安全対策
第５　文化財の確認

ページ
震-１０７、１１０

項　目	担　当	関係機関
第１　災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第２　応急教育	学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班	
第３　応急保育	要配慮者班	
第４　社会教育施設の対策	社教班	
第５　文化財の確認	社教班	

（略）

第５　文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（社教班）へ、国、県指定の文化財は、教育委員会を経由して県教育委員会へ報告する。

修　正　案	現　行
修正理由 ・野田市災害廃棄物処理計画は作成（平成 31 年 3 月）されたため修正 ・県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正 ・指定避難所のし尿処理に対し、災害対応を考慮した内容に修正	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１７節　清掃・廃棄物・環境対策 第２　清掃・廃棄物処理 ページ 震-１１７

第２ 清掃・廃棄物処理

１．廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

環境衛生班は、「野田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を確立する。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

（略）

２．し尿の処理

(1) 指定避難所

指定避難所では、避難所のトイレが使用できない場合には、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。

また、必要に応じて、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

第２ 清掃・廃棄物処理

１．廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

環境衛生班は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」及び「千葉県市町村震災廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

（略）

２．し尿の処理

(1) 指定避難所

指定避難所では、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。

また、指定避難所管理・運営委員会は、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

修　正　案

修正理由

災害救助法適用基準の表構成を修正（適用の基準（内閣府令））

第１　災害救助法の適用基準

１．災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項の第１号から第４号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第１条第１項第１号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上 50 以上	第１条第１項第２号
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第１条第１項第３号前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令※で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	内閣府令第１条※１	第１条第１項第３号後段

次ページに続く

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１９節　災害救助法の適用
第１　　災害救助法の適用基準

ページ
震-１２３

第１　災害救助法の適用基準

１．災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項の第１号から第４号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第１条第１項第１号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上 50 以上	第１条第１項第２号
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第１条第１項第３号前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		第１条第１項第３号後段
	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第１条※

次ページに続く

修　正　案

修正理由

災害救助法適用基準の表構成を修正（適用の基準（内閣府令））

第１　災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。	内閣府令第２条第１項第１号※２ 内閣府令第２条第１項第２号※３	第１条第１項第４号

※災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

※１（内閣府令第１条）

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※２（内閣府令第２条第１項第１号）

災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

※３（内閣府令第２条第１項第２号）

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

現　　行

震災編
第３章　災害応急対策計画
第１９節　災害救助法の適用
第１　　災害救助法の適用基準

ページ　震-１２３

第１　災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。		第１条第１項第４号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第２条第１項第１号※
	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第２条第１項第２号※

※災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

修　正　案	現　行
修正理由 災害救助法適用基準の表構成を修正（適用の基準（内閣府令）） **第１** 被災者の生活確保 （略） (4) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）	震災編 第４章　災害復旧・復興計画 第１節　市民生活の安定 第１　被災者の生活確保 ページ 震-１２８ **第１** 被災者の生活確保 （略） (4) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）

修　正　案	現　行	
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編 附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画	ページ 附編　題
（題） 附編　南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	（題） 附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画	

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 ・南海トラフ地震に関連する情報に記載統一 ・「南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ」を追加 ・「南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間」を追加	震災編　附編 第１章　総則 第１節　はじめに	ページ 震-１３５

第１節　はじめに

（略）

（削除）

次ページに続く

第１節　はじめに

（略）

このため、本計画では東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替え（下表参照）、南海トラフ地震関連情報発表時の防災対応をとることとする。

〈南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え〉

東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報
東海地震に関連する調査情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）
東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
- 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
- 「南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ」を追加
- 「南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間」を追加

〈南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〉

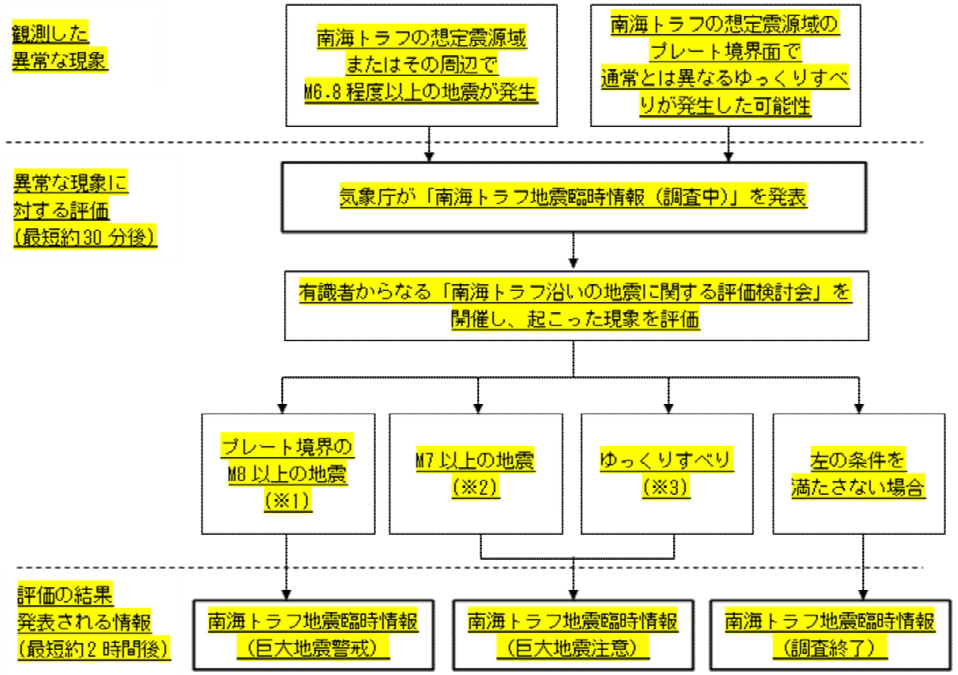

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

次ページに続く

現　　行

震災編　附編 第１章　総則 第１節　はじめに	ページ 震-１３５

次ページに続く

修　正　案	現　行	
修正理由 ・南海トラフ地震に関連する情報に記載統一 ・「南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ」を追加 ・「南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間」を追加	震災編　附編 第１章　総則 第１節　はじめに	ページ 震-１３５

〈南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間〉

評価	発表情報	警戒、注意をする期間
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	１週間
ゆっくりすべり		すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	２週間 （警戒１週間＋注意１週間）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第１章　総則 第２節　計画策定の趣旨 ページ 震-１３６

第２節　計画策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成２５年１２月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、１都２府２６県７０７市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている。また、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として指定され、千葉県内では、館山市、南房総市、鋸南町が特別強化地域に指定されている。（平成２６年３月３１日現在）

本市は推進地域には指定されていないが、平成２４年８月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５強の揺れが想定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあたっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。

第２節　計画策定の趣旨

昭和 53 年６月 15 日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年８月７日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度６以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成 13 年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度６弱以上又は発生 20 分以内に大津波が来襲する市町村が強化地域として指定された。

本市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあたっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第１章　総則 第３節　基本方針 ページ 震-１３７、１３８

第１ 計画の内容

計画の内容は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

（1） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

（略）

第２ 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時点から、地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

（略）

次ページに続く

第１ 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

（1） 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

（略）

第２ 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれがなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

（略）

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第１章　総則 第３節　基本方針 ページ 震-１３７、１３８

第３ 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前 10 時から午後２時）とする。

(2) 南海トラフ地震が発生した場合の震度は、震度５強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては若干の違いがある。

（略）

第４ 計画の範囲

本市は、推進地域外であり南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

次ページに続く

第３ 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

(1) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前 10 時から午後２時）とする。

(2) 東海地震が発生した場合の震度は、震度５強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては若干の違いがある。

（略）

第４ 計画の実施

本市は、強化地域外であり大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第１章　総則 第３節　基本方針 ページ 震-１３７、１３８

第６　業務の大網

市が実施する業務の大網は次のとおりである。
(1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関すること
(2) 南海トラフ地震対策の連絡調整に関すること
(3) 南海トラフ地震に係る予防、応急対策に関すること
(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の受理、伝達に関すること
（略）

第７　南海トラフ地震関連情報と市の防災体制

南海トラフ地震関連情報の種類とその時の市の防災体制は、次のとおりとなっている。

次ページに続く

第６　業務の大網

市が実施する業務の大網は次のとおりである。
(1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関すること
(2) 東海地震対策の連絡調整に関すること
(3) 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
(4) 地震予知情報等の受理、伝達に関すること
（略）

第７　東海地震関連情報と基本的な対応措置

東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は、次のとおりとなっている。市は、それぞれの情報に応じ、県に準じた体制をとる。

次ページに続く

修　正　案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

〈南海トラフ地震関連情報と対応〉

情報名		発表基準	市の防災体制
南海トラフ地震臨時情報	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	通常の体制で対応
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等	災害対策本部設定間前 警戒配備体制 第２配備
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	災害対策本部設定間後 非常配備体制 第１配備

現　　行

震災編　附編
　第１章　総則
　　第３節　基本方針

ページ
震-１３７、１３８

〈東海地震関連情報と対応〉

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制で対応する。
東海地震注意情報（カラーレベル黄）		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	警戒配備体制 第２配備
東海地震予知情報（警戒宣言が含まれる）（カラーレベル赤）		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合 （東海地震予知情報を解除する場合）	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	非常配備体制 第１配備

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第２章　東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報	ページ 附編　章題
（章題） 第２章　南海トラフ地震関連情報の発表 から 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表までの広報	（章題） 第２章　東海地震関連情報の発表 から 警戒宣言までの広報	

修　正　案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達

市は、県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達系統、伝達手段は、次のとおりである。

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の連絡経路及び手段〉

（略）

機　関		内　容
市	市民生活部	市民生活部（勤務時間外は守衛）は、県消防地震防災課から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	福祉部	福祉部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を各福祉施設等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	健康子ども部	健康子ども部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を野田市医師会へ伝達する。また、保育所（園）等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	その他の各部	市各部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を必要な関係機関、団体等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	教育委員会	市教育委員会は、市から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を各部課、公私立幼稚園、小・中・高等学校等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	消防本部	消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。

次ページに続く

現　　行

震災編　附編
　第２章　東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報
　　第１節　東海地震注意情報の伝達
　　第１　東海地震注意情報の伝達

ページ　震-１３９

第１　東海地震注意情報の伝達

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。東海地震注意情報の伝達系統、伝達手段は、次のとおりである。

〈東海地震注意情報の連絡経路及び手段〉

（略）

機　関		内　容
市	市民生活部	市民生活部（勤務時間外は守衛）は、県消防地震防災課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	福祉部	福祉部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を各福祉施設等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	健康子ども部	健康子ども部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を野田市医師会へ伝達する。また、保育所（園）等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	その他の各部	市各部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を必要な関係機関、団体等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	教育委員会	市教育委員会は、市から東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を各部課、公私立幼稚園、小・中・高等学校等へ防災用ＭＣＡ無線、有線電話等で伝達する。
	消防本部	消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。

次ページに続く

修　正　案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

機　関	内　容
野田警察署	野田警察署は、県警察本部から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び各出先機関へ伝達する。
その他の防災機関	県消防防災課から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。

現　　行

震災編　附編
第２章　東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報
第１節　東海地震注意情報の伝達
第１　東海地震注意情報の伝達

ページ
震-１３９

機　関	内　容
野田警察署	野田警察署は、県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び各出先機関へ伝達する。
その他の防災機関	県消防防災課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第２章　東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報 第１節　東海地震注意情報の伝達 第２　伝達事項 ページ 震-１４０

第２ 伝達事項

市は、次の事項を市民等に伝達する。
(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
(3) その他必要と認める事項

第２ 伝達事項

市は、次の事項を市民等に伝達する。
(1) 東海地震注意情報
(2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
(3) その他必要と認める事項

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第２章　東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報 第２節　活動体制の準備 ページ 震-１４１

第１　市の活動体制

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等その他防災上必要な情報の収集伝達
(2) 社会的混乱防止のため必要な措置
(3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第２　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機　　関	体　　制
県警察	(略)
陸上自衛隊第１空挺団	(略)
東日本電信電話株式会社	(略)
株式会社ＮＴＴドコモ	(略)
東武鉄道株式会社	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	(略)

第１　市の活動体制

市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

(1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
(2) 社会的混乱防止のため必要な措置
(3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第２　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機　　関	体　　制
県警察	(略)
陸上自衛隊第１空挺団	(略)
東日本電信電話株式会社	(略)
株式会社ＮＴＴドコモ	(略)
東武鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	(略)

修　　正　　案	現　　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第２章　東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報 第３節　広報活動 ページ 震-１４２

第３節　広報活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民等に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

（略）

第３節　広報活動

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民等に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

（略）

修　　正　　案	現　　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第２章　東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報 第４節　混乱の防止 ページ 震-１４３

第４節　混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機　　関	体　　制
県	（略）
県警察	（略）
東日本電信電話株式会社	（略）
株式会社ＮＴＴドコモ	（略）
東武鉄道株式会社	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

第４節　混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機　　関	体　　制
県	（略）
県警察	（略）
東日本電信電話株式会社	（略）
株式会社ＮＴＴドコモ	（略）
東武鉄道株式会社	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

修　正　案	現　行	
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置	ページ 附編　章題
（章題） 第３章　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う対応措置	（章題） 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置	

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第１節　活動体制 第１　市の活動体制 ページ 震-１４４

第１ 市の活動体制

１．災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第１配備をとる。

２．所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等各種情報の収集伝達
(2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
(3) 各防災関係機関との連絡調整
(4) 防災行政無線及び広報車等による市民等への情報提供
(5) その他必要な事項

第１ 市の活動体制

１．災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第１配備をとる。

２．所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

(1) 警戒宣言等各種情報の収集伝達
(2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
(3) 各防災関係機関との連絡調整
(4) 防災行政無線及び広報車等による市民等への情報提供
(5) その他必要な事項

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第２節　警戒宣言の伝達及び広報 第１　警戒宣言の伝達 ページ 震-１４６、１４７

第１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達

１．伝達経路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

（略）

２．伝達方法

(1) 市

市は、県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を防災用ＭＣＡ無線、電話及びその他の手段により市各部課、各出先機関、野田市医師会、消防本部に伝達するとともに市教育委員会、福祉部及び健康子ども部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線並びに消防本部、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたことを伝達する。

(2) 消防本部

消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達するとともに、サイレン吹鳴による防災信号により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたことを市民に伝達する。

次ページに続く

第１　警戒宣言の伝達

１．伝達経路

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

（略）

２．伝達方法

(1) 市

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を防災用ＭＣＡ無線、電話及びその他の手段により市各部課、各出先機関、野田市医師会、消防本部に伝達するとともに市教育委員会、福祉部及び健康子ども部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線並びに消防本部、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

(2) 消防本部

消防本部は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達するとともに、サイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第２節　警戒宣言の伝達及び広報 第１　警戒宣言の伝達 ページ 震-１４６、１４７

(3) 警察署

警察署は、県警察本部から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。

警察署は、市に協力し、警察車両により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたことを市民に伝達する。

(4) 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を構内放送、車内放送、看板掲示及びその他の手段により、駅並びに乗客へ伝達する。

(5) 野田市医師会

野田市医師会は、県医師会又は市から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。

(6) その他の防災機関

県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

（削除）

次ページに続く

(3) 警察署

警察署は、県警察本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。

警察署は、市に協力し、警察車両により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

(4) 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を構内放送、車内放送、看板掲示及びその他の手段により、駅並びに乗客へ伝達する。

(5) 野田市医師会

野田市医師会は、県医師会又は市から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。

(6) その他の防災機関

県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

〈警戒宣言発令時の信号〉

警　鐘	（５点）　（５点） ●－●－●－●－●　●－●－●－●－●
サイレン	（約 45 秒）　（間隔 15 秒）　（約 45 秒） ●――――　●――――

※　警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。

※　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第２節　警戒宣言の伝達及び広報 第１　警戒宣言の伝達 ページ 震-１４６、１４７
３．伝達事項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容 (2) 市への影響予測 (3) 各機関がとるべき体制 (4) その他の必要事項	３．伝達事項 警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。 (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容 (2) 市への影響予測 (3) 各機関がとるべき体制 (4) その他の必要事項

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第２節　警戒宣言の伝達及び広報 第２　警戒宣言時の広報 ページ 震-１４７

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時の広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

（略）

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時の広報〉

(1) 広報の項目
　ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容の周知徹底
　イ　それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
　ウ　防災措置の呼びかけ
　エ　避難が必要な地域市民等に対する避難の呼びかけ
(2) 広報の実施方法
　各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

第２　警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

（略）

〈警戒宣言時の広報〉

(1) 広報の項目
　ア　警戒宣言の内容の周知徹底
　イ　それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
　ウ　防災措置の呼びかけ
　エ　避難が必要な地域市民等に対する避難の呼びかけ
(2) 広報の実施方法
　各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第３節　警備対策 ページ 震-１４８

野田警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

（略）

第２　南海トラフ地震に係る周辺地域としての特別な活動

（略）

２．広報

(1)

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及び関連する情報

イ　市民等及び自動車運転者のとるべき措置

ウ　公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況

エ　その他民心の安定を図るため必要な情報

（略）

野田警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

（略）

第２　東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

（略）

２．広報

(1)

ア　警戒宣言の内容及び関連する情報

イ　市民等及び自動車運転者のとるべき措置

ウ　公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況

エ　その他民心の安定を図るため必要な情報

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第４節　水防・消防対策 第１　消防対策 ページ 震-１４９

第１ 消防対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講ずる。

（略）

第１ 消防対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講ずる。

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第５節　公共輸送・交通対策 ページ 震-１５０、１５１

第１ 公共輸送機関の措置

１．東武鉄道株式会社の措置

(1)伝達方法

駅、車内等において南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

（略）

(3)運行方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表当日は、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。翌日以降は、震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止を実施する。

第２ 警察のとる交通対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

次ページに続く

第１ 公共輸送機関の措置

１．東武鉄道株式会社の措置

(1)警戒宣言の伝達

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

（略）

(3)運行方針

警戒宣言発令当日は、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。翌日以降は、震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止を実施する。

第２ 警察のとる交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

（略）

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第５節　公共輸送・交通対策 ページ 震-１５０、１５１

第３ 道路管理者の対策

１．関東地方整備局

(1)道路施設に関する対策

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、重点箇所等にパトロールカーを適切に配置し、道路状況の把握に努める。

（略）

(2)　道路交通対策

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。

イ　公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。

ウ　発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

次ページに続く

第３ 道路管理者の対策

１．関東地方整備局

(1)道路施設に関する対策

ア　警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、重点箇所等にパトロールカーを適切に配置し、道路状況の把握に努める。

（略）

(2)　道路交通対策

ア　警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。

イ　公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

また、警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。

ウ　発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第５節　公共輸送・交通対策 ページ 震-１５０、１５１
２．県 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。 (1) 危険箇所の点検 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。 （略）	２．県 警戒宣言が発せられた場合、東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。 (1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。 （略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第６節　上下水道・電気・ガス・通信対策 第１　上水道対策 ページ 震-１５２

第１　上水道対策

１．基本方針

給水班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

（略）

２．人員の確保、資機材の点検整備等

(1)要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

（略）

３．施設の保安措置等

(1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

（略）

４．広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

（略）

第１　上水道対策

１．基本方針

給水班は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

（略）

２．人員の確保、資機材の点検整備等

(1)要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

（略）

３．施設の保安措置等

(1)警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

（略）

４．広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第６節　上下水道・電気・ガス・通信対策 第３　電気対策 ページ 震-１５３

第３ 電気対策

１．基本方針
　東京電力パワーグリッド株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

２．人員の確保、資機材の点検整備
　サービス区域内で震度６弱以上の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

３．施設の予防措置
　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

（略）

第３ 電気対策

１．基本方針
　東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

２．人員の確保、資機材の点検整備
　サービス区域内で震度６弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

３．施設の予防措置
　東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第６節　上下水道・電気・ガス・通信対策 第４　ガス対策 ページ 震-１５４

第４ ガス対策

（略）

２．人員の確保、資機材の点検整備等

(1)人員の確保

ア　勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

（略）

(2)緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において、次の事項を実施する。

（略）

３．施設の保安措置

（略）

(3)工事等の作業の中止と安全装置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

４．広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問合わせに対応できる受付体制を整える。

（略）

第４ ガス対策

（略）

２．人員の確保、資機材の点検整備等

(1)人員の確保

ア　勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

（略）

(2)緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

（略）

３．施設の保安措置

（略）

(3)工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

４．広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問合わせに対応できる受付体制を整える。

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第６節　上下水道・電気・ガス・通信対策 第５　通信対策 ページ 震-１５５

第５ 通信対策

１．東日本電信電話株式会社

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表にあたり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民等に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

（略）

(3)情報連絡室の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

（略）

２．株式会社ＮＴＴドコモ

（略）

(3)応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

（略）

第５ 通信対策

１．東日本電信電話株式会社

警戒宣言の発令にあたり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民等に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

（略）

(3)情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

（略）

２．株式会社ＮＴＴドコモ

（略）

(3)応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第７節　学校・病院・社会福祉施設対策 ページ 震-１５７

第１　学校等対策

学校班及び学校長等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

（略）

(1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（指定避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

(2)児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

（略）

オ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されるまで臨時休校とする。

（略）

第２　病院対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

（略）

(3)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

（略）

次ページに続く

第１　学校等対策

学校班及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

（略）

(1)警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（指定避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

(2)児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

（略）

オ　警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。

（略）

第２　病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

（略）

(3)警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

（略）

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第７節　学校・病院・社会福祉施設対策 ページ 震-１５７

第３ 社会福祉施設対策

要配慮者班、社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

第３ 社会福祉施設対策

要配慮者班、社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第８節　避難対策 ページ　震-１５９

第１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時の措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示等を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示等の内容は、「震災編　第３章」を参照のこと。

(1)避難指示

（略）

第２　事前の措置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1)避難対象地区の選定
(2)指定避難所の指定
(3)避難指示体制の確立

（略）

第１　警戒宣言時の措置

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示等を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示等の内容は、「震災編　第３章」を参照のこと。

(1)避難勧告・指示

（略）

第２　事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1)避難対象地区の選定
(2)指定避難所の指定
(3)避難勧告、指示体制の確立

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第３章　警戒宣言発令に伴う対応措置 第１０節　その他の対策 ページ 震-１６１

第１ 食料、医薬品の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、物資班は協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。

第２ 緊急輸送の実施準備

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、「震災編　第３章」に準じて必要な準備を行う。

（略）

第４ その他

１．税等の申告、納付等に関する措置

被害調査班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に引き続き、災害が発生した場合には、税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

２．危険な動物の逃走防止

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においてとるべき措置は、次のとおりである。

（略）

第５ 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、物資班は協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。

第６ 緊急輸送の実施準備

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、「震災編　第３章」に準じて必要な準備を行う。

（略）

第７ その他

１．税等の申告、納付等に関する措置

被害調査班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

２．危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

（略）

修　　正　　案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第１節　市民等のとるべき措置

本市においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。

（略）

本章では、市民等、自治会、自主防災組織、事業所が平常時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

区分	とるべき措置
平常時	（略） 10　家族で対応措置の話し合いをする。 (1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるまで	1　テレビ、ラジオ等で正しい南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を入手し、冷静な行動をとる。 （略）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから地震発生まで	1　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を入手する。 （略）

現　　行	
震災編　附編 第４章　市民等のとるべき措置 第１節　市民等のとるべき措置	ページ 震-１６２、１６３

第１節　市民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。

（略）

本章では、市民等、自治会、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

区分	とるべき措置
平常時	（略） 10　家族で対応措置の話し合いをする。 (1)東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2)警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1　テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 （略）
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1　警戒宣言情報を入手する。 （略）

修　正　案	現　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第４章　市民等のとるべき措置 第２節　自治会・自主防災組織のとるべき措置 ページ　震-１６４

第２節　自治会・自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区分	とるべき措置
平常時	(略)
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるまで	(略)
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから地震発生まで	(略)

第２節　自治会・自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区分	とるべき措置
平常時	(略)
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(略)
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(略)

修　　正　　案	現　　行
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	震災編　附編 第４章　市民等のとるべき措置 第３節　事業所のとるべき措置 ページ　震-１６５

第３節　事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	（略）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるまで	（略）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから地震発生まで	（略）

第３節　事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	（略）
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	（略）
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	（略）

風水害編

修　正　案	現　行
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	風水害編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第３　指定地方行政機関 ページ 風-６

第３　指定地方行政機関

（略）

１４．関東地方環境事務所
(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
(3) 放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

第３　指定地方行政機関

（略）

（新規）

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	風水害編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第５　指定公共機関	ページ 風-８

第５　指定公共機関

（略）

９．楽天モバイル株式会社
(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第５　指定公共機関

（略）

（新規）

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加	風水害編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第６　指定地方公共機関	ページ 風-９

第６　指定地方公共機関

（略）

８．公益社団法人千葉県看護協会
(1) 医療救護活動に関すること
(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

第６　指定地方公共機関

（略）

（新規）

修　正　案

修正理由

野田市の気象警報として、「暴風雪警報・大雪警報」も設定されているため、配備基準として追加

第１　市の防災体制の確立

１．防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員	備考（水防計画）
災害対策本部設置前 警戒配備体制		（略）		
	第２配備	次の条件の１以上が該当し市長が必要と認めたとき (1)　大雨警報が発表されたとき (2)　洪水警報が発表されたとき (3)　暴風・暴風雪・大雪警報が発表されたとき (4)　土砂災害警戒情報が発表されたとき (5)　利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒態勢

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
第１　市の防災体制の確立

ページ　風-２２

第１　市の防災体制の確立

１．防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員	備考（水防計画）
災害対策本部設置前 警戒配備体制		（略）		
	第２配備	次の条件の１以上が該当し市長が必要と認めたとき (1)　大雨警報が発表されたとき (2)　洪水警報が発表されたとき (3)　暴風警報が発表されたとき (4)　土砂災害警戒情報が発表されたとき (5)利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒態勢

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

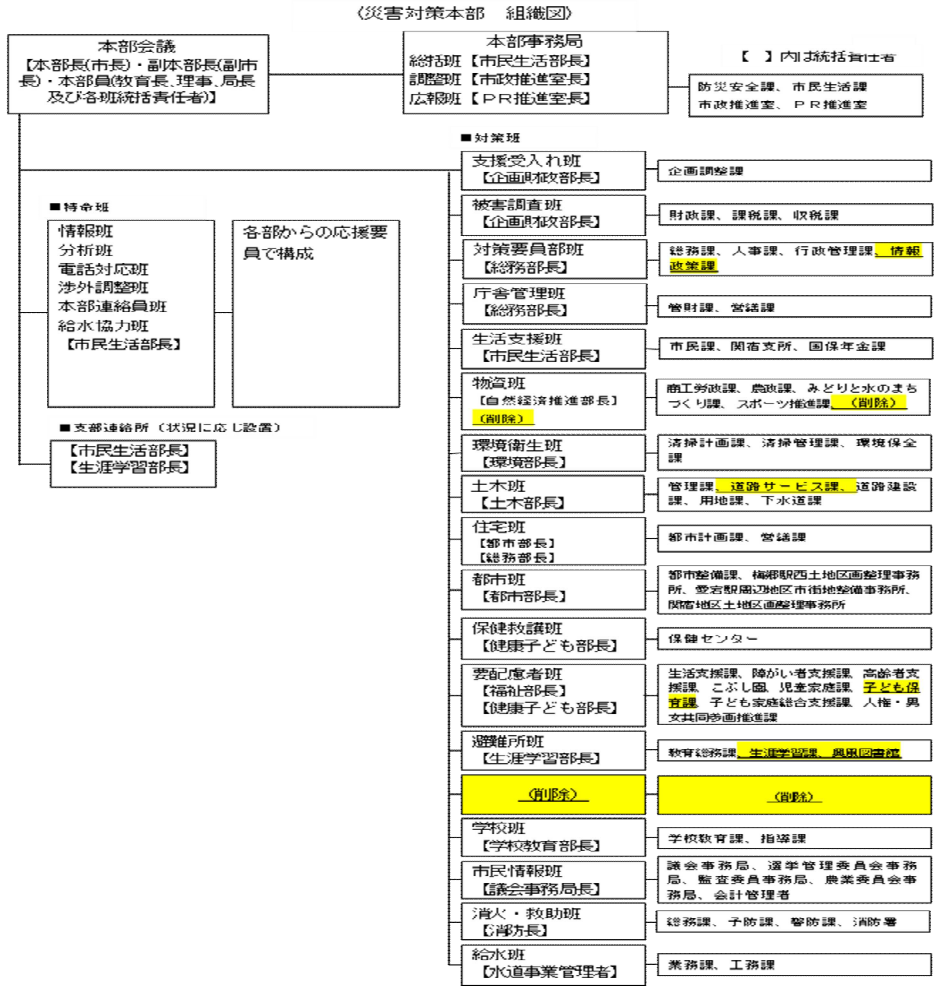

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ

風-２６

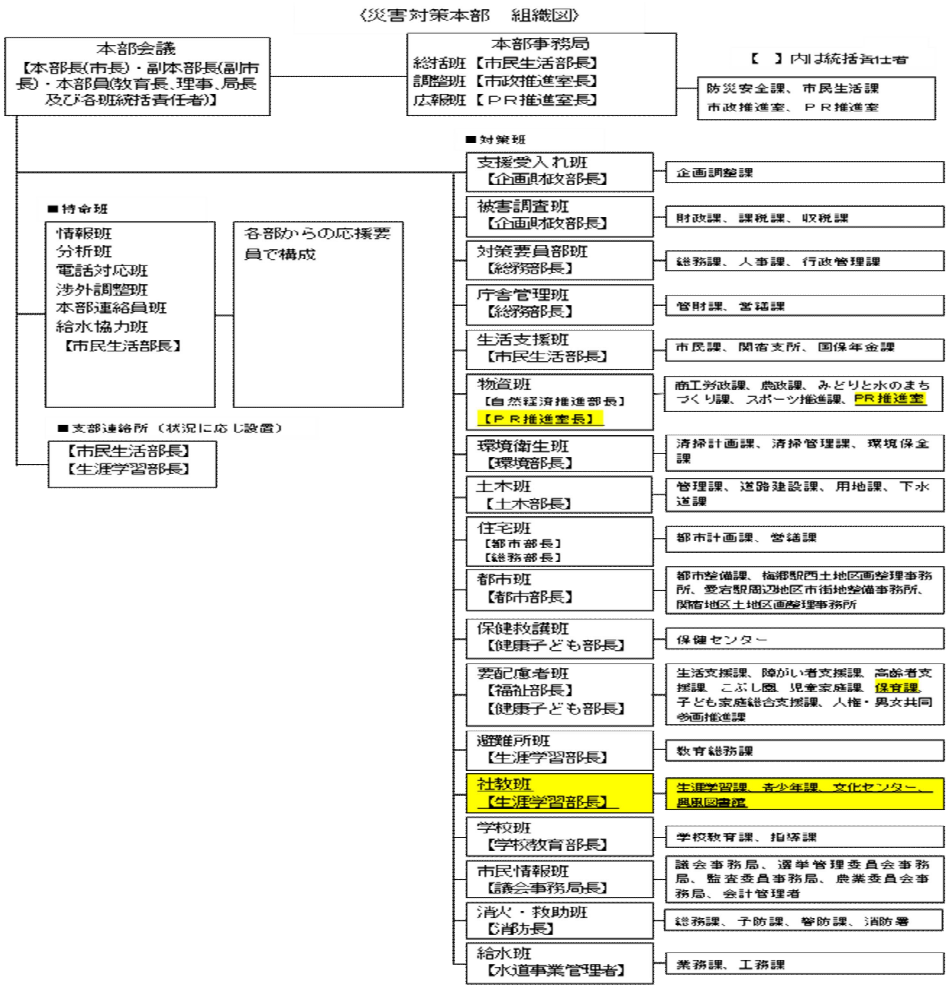

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

〈災害対策本部　所掌事務〉

■本部事務局　　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	◎本部会議の記録に関すること。 ◎本部長、副本部長の秘書に関すること。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	（略）

次ページに続く

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

〈災害対策本部　所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■特命班（各部からの応援要員で構成）　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ◎各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関すること。

次ページに続く

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			・市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■各班共通事務

※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	◎所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ◎所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ◎所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ◎本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ◎本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■各対策班　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。 ◎被災者支援の受入れ・調整に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長 課税課長 収税課長	（略）
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、涉外調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	◎職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。
		情報政策課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。

次ページに続く

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

■各対策班　※　◎は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	・義援金・寄附金の受入れに関すること。 ・被災者支援の受入れ・調整に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長 課税課長 収税課長	（略）
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	・職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	（略）
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	（略）
		農政課長	
		みどりと水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	（削除）	（削除）	（削除）
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	（略）
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	（略）
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	（略）
		農政課長	
		みどりと水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	ＰＲ推進室長	ＰＲ推進室長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	（略）
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

土木班	土木部長	管理課長	◎河川・排水路等の復旧に関すること。 ・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路サービス課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	（略）
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	（略）
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	（略）
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	（略）
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	
		関宿地区土地区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健センター長	◎応急医療救護及び助産に関すること。 ◎医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ◎被災者の健康管理に関すること。 ◎防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	（略）
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	（略）
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	
		関宿地区土地区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		こぶし園長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）

次ページに続く

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ・災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		こぶし園長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		生涯学習課長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		興風図書館長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
学校班	学校教育部長	学校教育課長	◎応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒等の安否確認に関すること。 ◎炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	（略）
		選挙管理委員会事務局長	
		監査委員事務局長	
		農業委員会事務局長	
		会計管理者	
消火・救助班	消防長	総務課長	◎救助に関すること。
		予防課長	◎消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	◎救急に関すること。
		消防署長	◎消防隊の運用及び指令に関すること。 ◎水防活動に関すること。 ◎自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	（略）
		工務課長	

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１節　災害応急活動体制
災害対策本部　組織図

ページ
風-２７～３１

市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	（略）
		選挙管理委員会事務局長	
		監査委員事務局長	
		農業委員会事務局長	
		会計管理者	
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	（略）
		工務課長	

修　正　案	現　行
修正理由 最新の情報に修正	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第２　気象に関する情報の収集 ページ 風-３２

第２　気象に関する情報の収集

１．気象情報等の収集

（略）

〈主な気象情報等の種類〉

種　　類	内　　容
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけるため、又は警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害等の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするため、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

第２　気象に関する情報の収集

１．気象情報等の収集

（略）

〈主な気象情報等の種類〉

種　　類	内　　容
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけるため、又は警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

修　　正　　案	現　　行
修正理由 名称変更に伴う修正	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第２節　情報の収集・伝達 第３　被害情報の収集・報告 ページ 風-３４

第３　被害情報の収集・報告

総括班は、市民からの通報や職員のパトロール等により被害情報を収集し、応急対策に活用する。

また、浸水等の被害が解消した段階で、住家の被害調査を実施する。被害情報や被害調査の結果は、「千葉県危機管理情報共有要綱」等に基づき県等に報告を行う。

対策の内容は、震災編第３章　第２節　第３「被害情報の収集・報告」を準用する。

第３　被害情報の収集・報告

総括班は、市民からの通報や職員のパトロール等により被害情報を収集し、応急対策に活用する。

また、浸水等の被害が解消した段階で、住家の被害調査を実施する。被害情報や被害調査の結果は、「千葉県被害情報等報告要領」等に基づき県等に報告を行う。

対策の内容は、震災編第３章　第２節　第３「被害情報の収集・報告」を準用する。

修　正　案

修正理由

対策班の事務分掌内容の変更

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	涉外調整班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	涉外調整班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	涉外調整班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

現　行

風水害編
第１章　総則
第４節　災害派遣・応援要請

ページ
風-３６

項　目	担　当	関係機関
第１　自衛隊の災害派遣	調整班、対策要員部班	
第２　県・市町村等への要請	調整班、対策要員部班	
第３　消防の広域応援要請	調整班、消火・救助班	
第４　上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第５　応援の受入れ体制	対策要員部班	
第６　広域避難の受入れ	総括班	

修　正　案	現　行
修正理由 水防計画修正のため	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第５節　消防・救助救急・危険物等対策 第４　水防活動 ページ 風-３８、３９

第４　水防活動

（略）

種別	配　備　時　期	水防配備体制と活動内容
（削除）	（削除）	（削除）

次ページに続く

第４　水防活動

（略）

種別	配　備　時　期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	（始期） 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の１以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防準備体制に入る。 (1) 気象業務法(第 14 条の２)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ｱ) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 水防警報（準備） （終期） 次の１項目以上の場合は、水防準備体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。	１．人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。（野田市水防計画資料編第４章付図・付表） ２.水防活動及び水防事業 (1) 各関係機関との緊密な連絡を行い、常に 正確な水防状況を把握しておく。 (2) 市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3) 防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4) 市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。

次ページに続く

修　正　案

修正理由

水防計画修正のため

第４　水防活動

（略）

種別	配　備　時　期	配備人員	水防配備体制と活動内容
水防注意体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に、次の注意報の１項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたとき。 (1)気象業務法(第 14 条の 2)に基づく予報 ア 水防活動用気象注意報(大雨注意報) イ 水防活動用洪水注意報(洪水注意報) (2)水防法(第 10 条第 2 項)に基づく予報 ア 利根川･江戸川氾濫注意情報(洪水注意報) (終期) 次の１項目以上が該当する場合は、水防注意体制を解除する。 (1)注意報が解除されたとき。 (2)指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3)水防注意体制から水防警戒体制に入ったとき。	野田市水防体制分担表による	水防活動及び水防事務 (1)各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。（以後各樋管管理者は操作規定により操作する。） (2)必要に応じて市内、道路、河川等の巡回の準備をする。被害を認めた時は適切な処置をとる。 (3)必要に応じて市内低地域の巡回を行い、被害を認めた時は適切な処置をとる。

次ページに続く

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第５節　消防・救助救急・危険物等対策
第４　水防活動

ページ
風-３８、３９

第４　水防活動

（略）

種別	配　備　時　期	水防配備体制と活動内容
水防注意体制	（始期） 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の１項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防注意体制に入る。 (1) 気象業務法(第 14 条の２)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ｱ) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (2) 水防法(第 10 条第２項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報(LV2)（本編第３章第２節参照） 水防警報（出動） （終期） 次の１項目以上の場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防準備体制から水防警戒体制に入ったとき。	１．人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。（野田市水防計画資料編第４章付図・付表） ２．水防活動及び水防事務 (1) 前記水防準備体制による水防活動を続行する。 (2) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 （以後、各樋管管理者は操作規定により操作する。） (3) 必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。被害を認めたときは適切な処置をとるとともに本部に連絡する。 (4) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い被害を認めたときは適切な処置をとるとともに、本部に連絡する。

次ページに続く

修　正　案

修正理由

水防計画修正のため

第４　水防活動

（略）

種別	配　備　時　期	配備人員	水防配備体制と活動内容
水防警戒体制	（始期） 台風等の異常気象が認められた場合に、次の警報の１項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたとき。 (1)気象業務法（第 14 条の 2）に基づく予報 ア　水防活動用気象警報（大雨警報） イ　水防活動用洪水警報（洪水警報） (2)水防法（第 10 条第 2 項）に基づく予報 ア　利根川･江戸川氾濫警戒情報（洪水警報） (3)水位周知河川（利根運河）において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。	野田市水防体制分担表による	水防活動及び水防事務 (1)前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2)市内河川等の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めた時は適切な処置をとる。 (3)水防資機材の整備配置を確認する。 (4)樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について、警戒すること。

次ページに続く

現　　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第５節　消防・救助救急・危険物等対策
第４　水防活動

ページ　風-３８、３９

第４　水防活動

（略）

種別	配　備　時　期	水防配備体制と活動内容
水防警戒体制	（始期） １．台風等の異常気象が認められた場合は次の注意報の１項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは警戒体制に入る。 (1)　気象業務法（第 14 条の２）に基づく予報で次のもの。 （本編第４章第１節参照） ア　水防活動用気象警報 （ｱ）大雨警報 イ　水防活動用洪水警報 (2)　水防法（第 10 条の２）に基づくもの（本編第４章第２節参照） ア　利根川・江戸川洪水警報 (3)　水防法（第 10 条の２）に基づき行う水防警報 （本編第４章第２節参照）	１．人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。（野田市水防計画資料編第４章付図・付表） ２．水防活動及び水防事務 (1)　前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2)　市内河川の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めたときは適切処置をとると共に本部長並びに（県）現地指導班長に連絡する。 (3)　水防資機材の整備配地を確認する。 (4)　樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について警戒すること。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 水防計画修正のため	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第５節　消防・救助救急・危険物等対策 第４　水防活動 ページ 風-３８、３９

第４　水防活動

種別	配　備　時　期	配備人員	水防配備体制と活動内容
水防警戒体制	(4)暴風・暴風雪・大雪警報 (5)土砂災害警戒情報 (終期) 次の１項目以上が該当する場合は、水防警戒体制を解除する。 (1)警報が解除されたとき。 (2)市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3)水防警戒体制から非常配備体制に入ったとき。	野田市水防体制分担表による	(5)道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6)水防活動を行った時は、その状態を正確に記録するとともに、現場写真を撮影する。 (7)水防管理者の裁量により、人員配置を行い、市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。

第４　水防活動

種別	配　備　時　期	水防配備体制と活動内容
水防警戒体制	２.台風等により、市内の一部に水害が発生した場合で指揮官が指示したとき。 （終期） １.次に１項目以上の場合は水防警戒体制を解除する。 (1)　警報が解除され、又は市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 ２.水防警戒体制から水防非常第１配備体制に入ったとき。	(5)　道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6)　本部長の裁量により、人員配置を行い市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第７節　避難対策 第１　避難指示等 ページ 風-４３

第１　避難指示等

２.避難情報等の伝達

(1)市民等への伝達

広報班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、エックス（旧ツイッター）等により市民等に伝達する。

第１　避難指示等

２.避難情報等の伝達

(1)市民等への伝達

広報班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。

修　正　案

修正理由

対策班の事務分掌内容の変更

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、渉外調整班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班、渉外調整班	

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第８節　生活救援

ページ
風-４７

項　目	担　当	関係機関
第１　飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第２　食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第３　生活必需品の供給	物資班	
第４　物資の受入れ・管理	物資班	

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

項　目	担　当	関係機関
第１　災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第２　応急教育	学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班	
第３　応急保育	要配慮者班	
第４　社会教育施設の対策	避難所班	
第５　文化財の確認	避難所班	

現　行

風水害編
第３章　災害応急対策計画
第１３節　学校等における児童・生徒等の安全対策

ページ
風-５３

項　目	担　当	関係機関
第１　災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第２　応急教育	学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班	
第３　応急保育	要配慮者班	
第４　社会教育施設の対策	社教班	
第５　文化財の確認	社教班	

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 野田市災害廃棄物処理計画は作成（平成 31 年 3 月）されたため修正	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第１７節　清掃・廃棄物・環境対策 第２　　清掃・廃棄物処理	ページ 風-５７

第８ 清掃・廃棄物処理

環境衛生班は、災害により流出した竹木、家財等の廃棄物が発生した場合は、「野田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を確立して収集と処理を実施する。

また、浸水によりトイレが使用できない場合は、公共施設等のトイレの利用や仮設トイレの設置を行い対処する。

対策の内容は、震災編　第３章　第 17 節　第２「清掃・廃棄物処理」を準用する。

第９ 清掃・廃棄物処理

環境衛生班は、災害により流出した竹木、家財等の廃棄物が発生した場合は、処理計画を立案して収集と処理を実施する。

また、浸水によりトイレが使用できない場合は、公共施設等のトイレの利用や仮設トイレの設置を行い対処する。

対策の内容は、震災編　第３章　第 17 節　第２「清掃・廃棄物処理」を準用する。

大規模事故編

修　正　案	現　行	
修正理由 最新の情報に修正	大規模事故編 第１章　総則 第２節　大規模事故への体制 第１　配備体制	ページ 大-２

第１　配備体制

（略）

２．情報収集・報告

防災安全課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、原則、電子メールにより消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

第１　配備体制

（略）

２．情報収集・報告

防災安全課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、ファクシミリ等により消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

修　正　案	現　行	
修正理由 名称変更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第１節　放射性物質事故対策計画 第３　応急対策計画	ページ 大-１０

第３　応急対策計画

４.広報活動

広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、エックス（旧ツイッター）等により市民に周知する。また、ホームページ等で情報の提供を行う。

生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。

第３　応急対策計画

４.広報活動

広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、ツイッター等により市民に周知する。また、ホームページ等で情報の提供を行う。

生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第２節　大規模断水対策計画 第３　応急対策計画 ページ 大-１２

第３　応急対策計画

（略）

１.応急活動体制

給水班及び総括班は、断水の状況に応じて必要な職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、千葉県企業局、北千葉広域水道企業団等の関係機関と密接な連携を図る。

（略）

(2) 給水資機材、要員の確保

給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県企業局、その他水道事業体に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。

また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。

第３　応急対策計画

（略）

１.応急活動体制

給水班及び総括班は、断水の状況に応じて必要な職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団等の関係機関と密接な連携を図る。

（略）

(2) 給水資機材、要員の確保

給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県水道局、その他水道事業体に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。

また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第２節　大規模断水対策計画 第３　応急対策計画 ページ 大-１３

第３　応急対策計画

３.災害広報等
(1)コールセンターの設置
　電話対応班は、電話による市民等からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、電話、必要な要員、対応マニュアル等を準備する。
(2)広報活動
　広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載やメール、エックス（旧ツイッター）の配信等による広報活動を行う。

（略）

第３　応急対策計画

３.災害広報等
(1)コールセンターの設置
　電話対応班は、電話による市民等からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、電話、必要な要員、対応マニュアル等を準備する。
(2)広報活動
　広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載やメール、ツイッターの配信等による広報活動を行う。

（略）

修　正　案	現　行
修正理由 名称変更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第３節　大規模火災対策計画 第３　応急対策計画 ページ 大-１６

第３　応急対策計画

３.広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）等による広報活動を行う。

第３　応急対策計画

３.広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

修　正　案	現　行	
修正理由 名称変更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第５節　危険物等災害対策計画 第３　応急対策計画	ページ 大-２０

第３　応急対策計画

３.広報活動
広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）等による広報活動を行う。

第３　応急対策計画

３.広報活動
広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 名称変更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第６節　航空機災害対策計画 第３　応急対策計画	ページ 大-２１

第３　応急対策計画

３.広報活動
広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）等による広報活動を行う。

第３　応急対策計画

３.広報活動
広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 名称変更に伴う修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第７節　鉄道災害対策計画 第３　応急対策計画	ページ 大-２４

第３　応急対策計画

３.広報活動
広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）等による広報活動を行う。

第３　応急対策計画

３.広報活動
広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

修　正　案	現　行
修正理由 ・名称変更に伴う修正 ・現在の避難情報の内容に修正	大規模事故編 第２章　大規模事故対策計画 第８節　道路災害対策計画 第３　応急対策計画 ページ 大-２７

第３　応急対策計画

３.広報活動
広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）等による広報活動を行う。

４.避難
　総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示又は緊急安全確保を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。
　消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。
　また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。

第３　応急対策計画

（略）

３.広報活動
　広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

４.避難
　総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示又は緊急安全確保を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。
　消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。
　また、野田警察署は、避難勧告・指示等及び避難誘導について協力するものとする。

資料編

修　正　案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

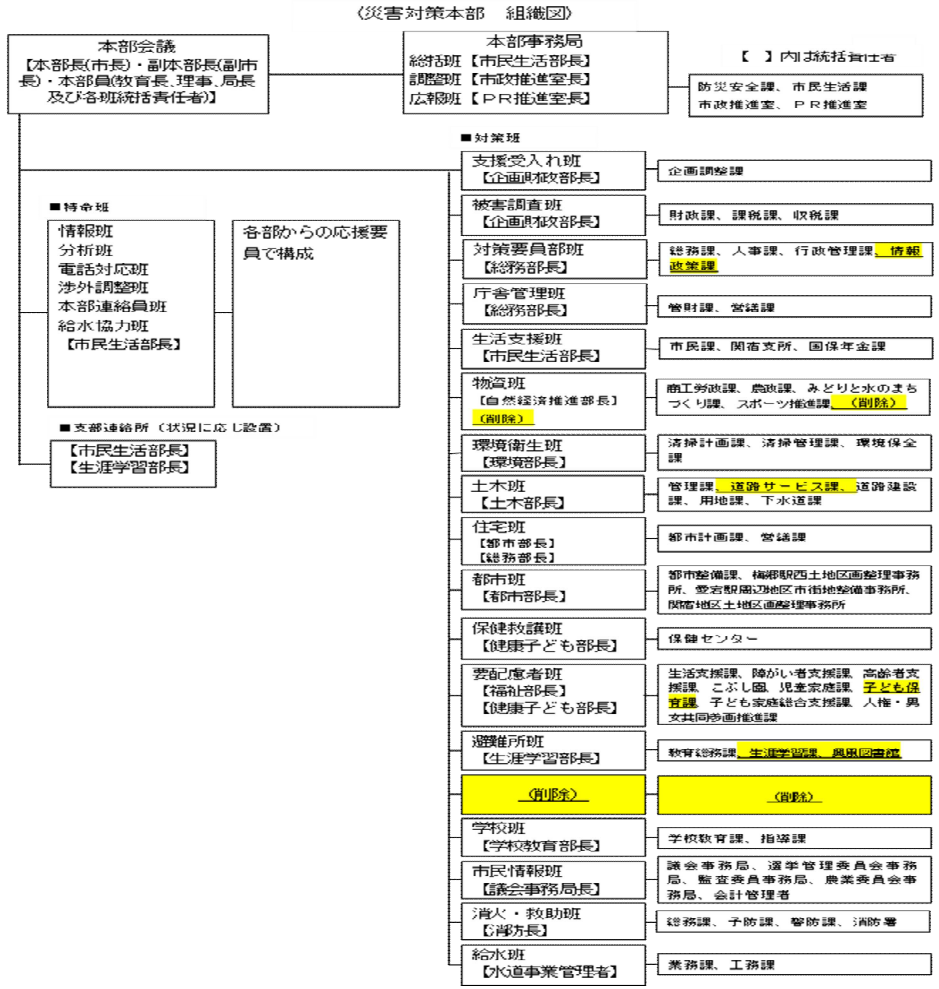

現　　行

資料編

1　防災会議・災害対策本部

資料１－６　野田市災害対策本部組織図

ページ

資-8

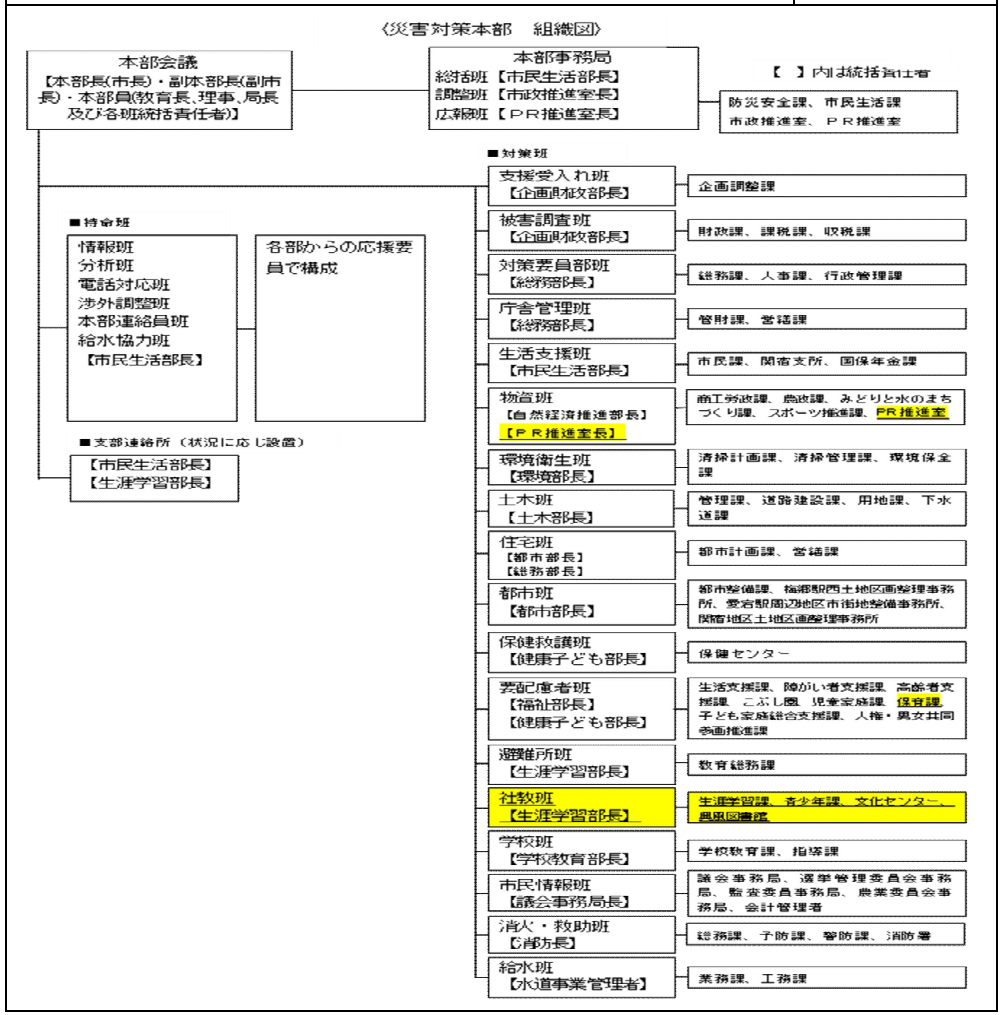

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

〈災害対策本部　所掌事務〉

■本部事務局　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	◎本部会議の記録に関すること。 ◎本部長、副本部長の秘書に関すること。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	（略）

次ページに続く

現　　行

資料編
１　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

〈災害対策本部　所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。
広報班	ＰＲ推進室長	指名による	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■特命班（各部からの応援要員で構成）　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ◎各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関すること。

次ページに続く

現　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			・市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■各班共通事務　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	◎所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ◎所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ◎所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ◎本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ◎本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

現　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

■各対策班　※　◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。 ◎被災者支援の受入れ・調整に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長 課税課長 収税課長	（略）
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、涉外調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	◎職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。
		情報政策課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。

次ページに続く

現　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

■各対策班　※　◎は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	・義援金・寄附金の受入れに関すること。 ・被災者支援の受入れ・調整に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長 課税課長 収税課長	（略）
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、調整班に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	・職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	（略）
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	（略）
		農政課長	
		みどりと水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	（削除）	（削除）	（削除）
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	（略）
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

現　　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	（略）
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	（略）
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	（略）
		農政課長	
		みどりと水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	ＰＲ推進室長	ＰＲ推進室長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	（略）
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

土木班	土木部長	管理課長	◎河川・排水路等の復旧に関すること。 ・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路サービス課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	（略）
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

現　　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	（略）
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	（略）
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	（略）
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	
		関宿地区土地区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健センター長	◎応急医療救護及び助産に関すること。 ◎医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ◎被災者の健康管理に関すること。 ◎防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

現　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	（略）
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	（略）
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	
		関宿地区土地区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		こぶし園長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		子ども保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）

次ページに続く

現　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ・災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	（略）
		高齢者支援課長	（略）
		こぶし園長	（略）
		児童家庭課長	（略）
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	（略）
		人権・男女共同参画推進課長	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		生涯学習課長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		興風図書館長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）
学校班	学校教育部長	学校教育課長	◎応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒等の安否確認に関すること。 ◎炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

現　行

資料編
1　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

修　正　案

修正理由
・市の行政組織変更に伴う変更
・対策班の事務分掌内容の変更
・主担当事務の表記を修正

市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	（略）
		選挙管理委員会事務局長	
		監査委員事務局長	
		農業委員会事務局長	
		会計管理者	
消火・救助班	消防長	総務課長	◎救助に関すること。
		予防課長	◎消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	◎救急に関すること。
		消防署長	◎消防隊の運用及び指令に関すること。 ◎水防活動に関すること。 ◎自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	（略）
		工務課長	

現　　行

資料編
１　防災会議・災害対策本部
資料１－７　野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-９～１３

市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	（略）
		選挙管理委員会事務局長	
		監査委員事務局長	
		農業委員会事務局長	
		会計管理者	
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	（略）
		工務課長	

修　正　案	現　行
修正理由 令和４年度規則見直しに伴う修正	資料編 ２　自主防災 資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則 ページ 資-１４～１８

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　自主防災組織資機材等補助金（第３条－第 13 条）
第３章　自主防災組織等活動補助金（第 14 条－第 24 条）
第４章　雑則（第 25 条）
附則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、自主防災組織及び準自主防災組織(以下「自主防災組織等」という。)に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備に要する費用及び防災活動について補助金を交付し、もって自主防災組織等の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　自主防災組織　地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成した組織であって、市長に結成の届出をしているものをいう。

(2)　準自主防災組織　前号の規定による届出をしていないが、自主防災組織に準ずる組織をいう。

(3)　防災活動　次に掲げる活動をいう。

ア　防災訓練　初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等の訓練をいう。

次ページに続く

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　自主防災組織資機材等補助金（第３条－第 13 条）
第３章　自主防災組織活動補助金（第 14 条－第 24 条）
第４章　雑則（第 25 条）
附則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備及び防災活動に必要な経費について補助金を交付し、もって自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規則において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成する組織をいう。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 令和４年度規則見直しに伴う修正	資料編 ２　自主防災 資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則 ページ 資-１４～１８

イ　ながら防災訓練　自治会等の行事に合わせて行う防災訓練をいう。
ウ　防災・減災に係る図上訓練　地図、図面等を用いて災害対策を検討する訓練をいう。
エ　避難所運営委員会活動　避難所運営委員会の会議等に参加する活動をいう。
オ　資機材等の点検　自主防災組織が所有する防災活動に必要な資機材等を常に良好な状態で使用できるよう維持管理することをいう。

第２章　自主防災組織資機材等補助金
（資機材等補助金）
第３条　市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。
（削除）

（資機材等補助金の額等）
第４条　資機材等補助金の区分、補助対象経費及び補助金の額は、別表第１のとおりとする。
２　資機材等の整備（１回目）に係る資機材等補助金の交付は、１の自主防災組織につき１回に限るものとする。
３　資機材等の整備（２回目）に係る資機材等補助金の交付は、一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けていない場合であって、資機材等の整備（１回目）の交付を受けた日から５年を経過した日以後に、１の自主防災組織につき１回に限るものとする。

次ページに続く

第２章　自主防災組織資機材等補助金
（資機材等補助金）
第３条　市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、１の自主防災組織につき１回に限るものとする。
２　資機材等の種類は、消火器、担架、救急薬品その他市長が必要と認めるものとする。
（資機材等補助金の額等）
第４条　資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
（平 27 規則 49・全改）

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 令和４年度規則見直しに伴う修正	資料編 ２　自主防災 資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則 ページ 資-１４～１８

（略）

（交付の決定等）
第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

（略）

第３章　自主防災組織等活動補助金
（活動補助金）
第 14 条　市長は、防災活動を行った自主防災組織等に対し、活動補助金を交付することができる。

（活動補助金の額）
第 15 条　活動補助金の額は、別表第２のとおりとする。ただし、１年度につき１回に限り、別表第３に規定する運営補助額を加算することができる。
（交付の申請）
第 16 条　活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織等は、野田市自主防災組織等活動補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。
（交付の決定等）
第 17 条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織等活動補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

次ページに続く

（略）

（交付の決定等）
第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付（不交付）決定通知書により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（略）

第３章　自主防災組織活動補助金
（活動補助金）
第 14 条　市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、１度につき１回に限るものとする。
（活動補助金の額）
第 15 条　活動補助金の額は、200 円に自主防災組織を構成する世帯の数(以下「構成世帯数」という。)を乗じて得た額以内の額とする。
（交付の申請）
第 16 条　活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織活動補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。
（交付の決定等）
第 17 条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書により前条の自主防災組織に通知するものとする。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 令和４年度規則見直しに伴う修正	資料編 ２　自主防災 資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則 ページ 資-１４～１８

（交付の条件）
第 18 条　市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。
(1) 自主防災組織等の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。
(2) 防災活動を実施すること
（変更の申請）
第 19 条　第 17 条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織等(以下「活動補助金交付団体」という。)は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織等活動補助金変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
（交付の承認）
第 20 条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織等活動補助金変更承認(不承認)通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。
（実績報告）
第 21 条　活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災活動が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織等活動補助金実績報告書に参加者を確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。
（活動補助金の額の確定）
第 22 条　市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織等活動補助金交付額確定通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。
（活動補助金の交付）
第 23 条　前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織等活動補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

次ページに続く

（交付の条件）
第 18 条　市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。
(1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。
(2) 防災訓練を実施すること。
（変更の申請）
第 19 条　第 17 条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織(以下「活動補助金交付団体」という。)は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織活動補助金変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
（変更の承認）
第 20 条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金変更承認(不承認)通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。
（実績報告）
第 21 条　活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織活動補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。
（活動補助金の額の確定）
第 22 条　市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織活動補助金交付額確定通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。
（活動補助金の交付）
第 23 条　前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織活動補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

次ページに続く

修　正　案

修正理由

令和４年度規則見直しに伴う修正

別表第１(第４条第１項)

区分	補助対象経費	補助金の額
資機材等の整備(1回目)	消火器、担架その他市長が必要と認めるものの整備に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、200,000円に、1,800円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。
資機材等の整備(2回目)		補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、100,000円に、900円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

別表第２(第15条)

防災活動の内容		活動補助金の額
防災訓練	初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等のうち2種類以下の訓練を実施した場合	200円×参加人数(1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。)
	初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等のうち3種類以上の訓練を実施した場合	250円×参加人数(1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。)
ながら防災訓練		100円×参加人数(1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。)
防災･減災に係る図上訓練		300円×参加人数

次ページに続く

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則

ページ
資-１４～１８

別表(第４条)

補助対象経費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、200,000円に、1,500円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

次ページに続く

修　正　案	現　行	
修正理由 令和４年度規則見直しに伴う修正	資料編 ２　自主防災 資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則	ページ 資-１４～１８

防災活動の内容	活動補助金の額
避難所運営委員会活動	250 円×参加人数
資機材等の点検	1 回につき 5,000 円(1 年度につき 2 回までに限る。)

別表第 3(第 15 条)

自主防災組織等の加入世帯数	運営補助額
50 世帯以下	5,000 円
51 世帯以上 100 世帯以下	10,000 円
101 世帯以上 150 世帯以下	15,000 円
151 世帯以上 200 世帯以下	20,000 円
201 世帯以上 250 世帯以下	25,000 円
251 世帯以上 300 世帯以下	30,000 円
301 世帯以上 350 世帯以下	35,000 円
351 世帯以上 400 世帯以下	40,000 円
401 世帯以上 450 世帯以下	45,000 円
451 世帯以上	50,000 円

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

○野田市自主防災組織一覧

令和６年１月１日現在

地区		組　織　名	結成年月日
関宿北部	1～9 10	(略) ひばり自治会防災組織	(略) 令和４年11月１日
関宿中部	11	親野井１自主防災会	平成８年３月１日
	12	親野井２自主防災会	平成21年２月５日
	13	柏寺自治会自主防災会	平成23年５月25日
	14	桐ケ作１自治会自主防災会	平成19年５月30日
	15	桐ケ作２自治会自主防災会	平成19年５月30日
	16	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	17	古布内表自主防災会	平成12年２月18日
	18	古布内高倉自主防災会	平成25年５月23日
	19	古布内高倉南自治会防災会	平成17年９月16日
	20	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	21	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年６月１日
	22	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年９月29日
	23	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	24	古布内山坪第３自治会自主防災会	平成25年４月１日
	25	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月９日
	26	古布内山坪第６自治会自主防災会	平成20年５月30日
	27	中戸自主防災会	平成９年３月16日
	28	次木自治会自主防災会	平成14年１月27日
	29	次木２自治会自主防災会	平成21年11月20日
	30	次木３自治会自主防災会	平成23年12月15日
	31	西高野自治会防災会	平成24年７月９日
	32	新田戸自治会自主防災会	平成23年４月19日
	33	東高野自治会自主防災会	平成10年２月15日
	34	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年２月15日
	35	ひがし台自主防災会	平成８年３月１日
	36	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年９月28日
	37	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年９月28日
	38	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年９月28日
	39	東宝珠花下２自治会自主防災会	平成23年９月28日
	40	平井自主防災会	平成11年３月１日

次ページに続く

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

○野田市自主防災組織一覧

令和２年４月１日現在

地区		組　織　名	結成年月日
関宿北部	1～9	(略)	(略)
関宿中部	10	親野井１自主防災会	平成８年３月１日
	11	親野井２自主防災会	平成21年２月５日
	12	柏寺自治会自主防災会	平成23年５月25日
	13	桐ヶ作１自治会自主防災会	平成19年５月30日
	14	桐ヶ作２自治会自主防災会	平成19年５月30日
	15	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	16	古布内表自主防災会	平成12年２月18日
	17	古布内高倉自主防災会	平成25年５月23日
	18	古布内高倉南自治会防災会	平成17年９月16日
	19	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	20	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年６月１日
	21	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年９月29日
	22	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	23	古布内山坪第３自治会自主防災会	平成25年４月１日
	24	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月９日
	25	古布内山坪第６自治会自主防災会	平成20年５月30日
	26	中戸自主防災会	平成９年３月16日
	27	次木自治会自主防災会	平成14年１月27日
	28	次木２自治会自主防災会	平成21年11月20日
	29	次木３自治会自主防災会	平成23年12月15日
	30	西高野自治会防災会	平成24年７月９日
	31	新田戸自治会自主防災会	平成23年４月19日
	32	東高野自主防災会	平成10年２月15日
	33	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年２月15日
	34	ひがし台自主防災会	平成８年３月１日
	35	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年９月28日
	36	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年９月28日
	37	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年９月28日
	38	東宝珠花下２自治会自主防災会	平成23年９月28日
	39	平井自主防災会	平成11年３月１日

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
関宿南部	41	新宿団地自主防災会	平成18年４月10日
	42	新宿自治会自主防災会	平成18年11月９日
	43	飯塚自主防災会	平成10年２月15日
	44	内野堤根自治会防災会	平成26年６月19日
	45	大山自主防災会	平成15年12月16日
	46	岡田自治会自主防災組織	平成22年７月20日
	47	上納谷自治会防災会	平成27年４月１日
	48	鴻ノ巣防災会	平成26年３月９日
	49	小作自主防災会	平成12年２月18日
	50	小林住宅団地防災会	平成17年４月６日
	51	志部前堀自主防災会	平成９年３月16日
	52	〆切自治会防災会	平成26年６月11日
	53	下根自主防災会	平成８年３月１日
	54	砂南自治会自主防災会	平成11年３月１日
	55	高倉自治会防災会	平成26年４月１日
	56	出洲自治会防災会	平成26年６月11日
	57	羽貫２自主防災会	平成19年４月３日
	58	羽貫３自治会防災会	平成24年７月１日
	59	ひまわり自治会防災会	平成23年５月１日
	60	前村自治会防災会	平成26年４月１日
	61	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	62	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月９日
	63	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
	64	武者土自治会防災会	平成26年６月16日
	65	山の内自治会自主防災会	平成17年８月１日
川間	66～81	（略）	（略）

次ページに続く

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
関宿南部	40	新宿団地自主防災会	平成18年４月10日
	41	新宿自治会自主防災会	平成18年11月９日
	42	飯塚自主防災会	平成10年２月15日
	43	内野堤根自治会防災会	平成26年６月19日
	44	大山自主防災会	平成15年12月16日
	45	岡田自治会自主防災組織	平成22年７月20日
	46	上納谷自治会防災会	平成27年４月１日
	47	鴻ノ巣防災会	平成26年３月９日
	48	小作自主防災会	平成12年２月18日
	49	小林住宅団地防災会	平成17年４月６日
	50	志部前堀自主防災会	平成９年３月16日
	51	〆切自治会防災会	平成26年６月11日
	52	下根自主防災会	平成８年３月１日
	53	砂南区自主防災会	平成11年３月１日
	54	高倉自治会防災会	平成26年４月１日
	55	出洲自治会防災会	平成26年６月11日
	56	羽貫２自主防災会	平成19年４月３日
	57	羽貫３自治会防災会	平成24年７月１日
	58	ひまわり自治会防災会	平成23年５月１日
	59	前村自治会防災会	平成26年４月１日
	60	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	61	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月９日
	62	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
	63	武者土自治会防災会	平成26年６月16日
	64	山の内自治会自主防災会	平成17年８月１日
川間	65～80	（略）	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
北部	82	岩名１区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83	岩名二区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名３区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	85	岩名４区自治会自主防災会	平成20年４月８日
	86	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年９月21日
	87	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年７月２日
	88	岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年６月23日
	89	岩名二丁目町内会防災会	平成18年１月26日
	90	春日町第一自治会自主防災会	平成21年６月17日
	91	春日町第二自治会自主防災会	平成21年６月19日
	92	春日町第三自治会自主防災会	平成18年７月７日
	93	川間住宅自治会自主防災会	平成８年５月22日
	94	光葉町自治会防災会	平成24年７月１日
	95	五木自治会防災会	平成８年３月19日
	96	七光住宅自治会自主防災会	平成８年５月22日
	97	七光台第１自治会自主防災会	平成８年５月22日
	98	七光台第３自治会自主防災会	平成８年５月22日
	99	七光台第４自治会自主防災会	平成８年５月22日
	100	七光台第５自治会自主防災会	平成８年５月22日
	101	七光台第６自治会自主防災会	平成８年５月22日
	102	ファミール７自治会自主防災会	平成８年５月22日
	103	蕃昌区自治会自主防災会	平成20年５月14日
	104	谷津自治会自主防災会	平成18年１月12日
	105	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	106	谷吉区第１自治会自主防災会	平成26年３月30日
	107	谷吉区第２自治会自主防災会	平成26年３月30日
	108	谷吉区第３自治会自主防災会	平成26年３月30日
	109	谷吉区第４自治会自主防災会	平成26年３月30日
	110	谷吉区第５自治会自主防災会	平成26年３月30日

次ページに続く

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
北部	81	岩名１区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	82	岩名二区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83	岩名３区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名４区自治会自主防災会	平成20年４月８日
	85	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年９月21日
	86	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年７月２日
	87	岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年６月23日
	88	岩名二丁目町内会防災会	平成18年１月26日
	89	春日町第一自治会自主防災会	平成21年６月17日
	90	春日町第二自治会自主防災会	平成21年６月19日
	91	春日町第三自治会自主防災会	平成18年７月７日
	92	川間住宅自治会自主防災会	平成８年５月22日
	93	光葉町自治会防災会	平成24年７月１日
	94	五木自治会防災会	平成８年３月19日
	95	七光住宅自治会自主防災会	平成８年５月22日
	96	七光台第１自治会自主防災会	平成８年５月22日
	97	七光台第３自治会自主防災会	平成８年５月22日
	98	七光台第４自治会自主防災会	平成８年５月22日
	99	七光台第５自治会自主防災会	平成８年５月22日
	100	七光台第６自治会自主防災会	平成８年５月22日
	101	ファミール７自治会自主防災会	平成８年５月22日
	102	蕃昌区第１自治会自主防災会	平成20年５月20日
	103	蕃昌区第２自治会自主防災会	平成20年５月20日
	104	蕃昌区第３自治会自主防災会	平成20年５月20日
	105	蕃昌区第４自治会自主防災会	平成20年５月14日
	106	蕃昌区第５自治会自主防災会	平成20年５月23日
	107	谷津自治会自主防災会	平成18年１月12日
	108	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	109	谷吉区第１自治会自主防災会	平成26年３月30日
	110	谷吉区第２自治会自主防災会	平成26年３月30日
	111	谷吉区第３自治会自主防災会	平成26年３月30日
	112	谷吉区第４自治会自主防災会	平成26年３月30日
	113	谷吉区第５自治会自主防災会	平成26年３月30日

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
中央	111 ～ 136	（略）	（略）
	137	太子堂第四自治会防災会	平成８年２月15日
	138	太子堂第五自治会防災会	平成27年４月21日
	139	堤台第１自治会防災会	平成28年１月27日
	140	堤台第２自治会自主防災会	平成28年１月19日
	141	堤台第３自治会自主防災会	平成28年１月19日
	142	つつみ野自治会防災会	平成23年６月１日
	143	仲町区第１自治会防災会	平成27年５月24日
	144	仲町区第２自治会防災会	平成27年５月24日
	145	仲町区第３自治会防災会	平成27年５月24日
	146	仲町区第４自治会防災会	平成27年５月24日
	147	仲町区第５自治会防災会	平成27年５月24日
	148	中野台第１自治会自主防災会	平成21年４月23日
	149	中野台第４自治会自主防災会	平成10年11月10日
	150	中野台第９防災会	平成12年７月26日
	151	中野台第１０自治会自主防災会	令和５年４月１日
	152	野田桜の里四季のまちⅠ防災会	平成25年12月１日
	153	ほのぼの自治会自主防災会	平成28年１月24日
東部	154 ～ 166	（略）	（略）
	167	宮崎第一自治会防災会	令和５年７月21日
	168	宮崎第３防災会	平成８年２月19日
	169	宮崎第５自治会自主防災組織	平成28年９月１日
	170	目吹４区自治会防災会	平成10年３月31日
	171	柳沢第１自治会自主防災会	平成10年９月８日
	172	柳沢第２自治会自主防災会	平成９年５月６日
	173	柳沢第５自治会防災会	平成30年４月15日
	174	柳沢第３・第８自主防災会	平成10年９月９日
	175	横内自治会防災会	平成29年４月１日

次ページに続く

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
中央	114 ～ 139	（略）	（略）
	140	太子堂第４防災会	平成８年２月15日
	141	太子堂第五自治会防災会	平成27年４月21日
	142	堤台第１自治会防災会	平成28年１月27日
	143	堤台第２自治会防災会	平成28年１月19日
	144	堤台第３自治会防災会	平成28年１月19日
	145	つつみ野自治会防災会	平成23年６月１日
	146	仲町区第１自治会防災会	平成27年５月24日
	147	仲町区第２自治会防災会	平成27年５月24日
	148	仲町区第３自治会防災会	平成27年５月24日
	149	仲町区第４自治会防災会	平成27年５月24日
	150	仲町区第５自治会防災会	平成27年５月24日
	151	中野台第1自治会自主防災会	平成21年４月23日
	152	中野台第４自治会自主防災会	平成10年11月10日
	153	中野台第９防災会	平成12年７月26日
	154	野田桜の里四季のまちⅠ防災会	平成25年12月１日
	155	ほのぼの自治会自主防災会	平成28年１月24日
東部	156 ～ 176	（略）	（略）

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
	176 ～ 186	（略）	（略）
	187	桜台自主防災会	平成 19 年６月 19 日
	188	里区自治会自主防災会	平成 17 年４月１日
	189	宿防災会	平成 28 年４月 17 日
	190	新花井自治会防災会	平成 29 年４月 23 日
	191	大成防災会	平成 18 年３月 27 日
	192	チサンマンション野田自主防災会	平成 19 年６月 19 日
	193	堤根自治会自主防災会	平成８年２月 14 日
	194	東和リバーサイド野田防災会	平成 10 年９月 24 日
	195	中地自治会防災会	平成 31 年４月１日
	196	西大和田第二自治会防災会	平成 25 年８月 30 日
南部	197	西大和田第三自治会自主防災会	平成 24 年 10 月４日
	198	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成 25 年６月 15 日
	199	花井自治会自主防災組織	平成 31 年４月７日
	200	花井東自治会自主防災組織	平成 29 年５月 29 日
	201	東大崎自治会自主防災会	平成 18 年７月７日
	202	東新田自治会自主防災会	平成 20 年８月８日
	203	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成 19 年６月 25 日
	204	松ヶ丘地区防災会	平成８年２月 19 日
	205	山崎新田第一自治会自主防災会	平成 18 年６月５日
	206	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成 17 年８月１日
	207	山崎団地自治会自主防災会	平成 22 年６月９日
	208	やまばと会防災会	平成 24 年７月 10 日
	209	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成 25 年５月１日
	210	若葉台自治会自主防災会	平成 21 年３月３日
	211	オオソラモ自主防災会	令和３年 12 月３日

次ページに続く

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
	177 ～ 187	（略）	（略）
	188	桜台自主防災会	平成 19 年６月 25 日
	189	里区自治会自主防災会	平成 17 年４月１日
	190	宿防災会	平成 28 年４月 17 日
	191	新花井自治会防災会	平成 29 年４月 23 日
	192	大成防災会	平成 18 年３月 27 日
	193	チサンマンション野田自主防災会	平成 19 年６月 19 日
	194	堤根自治会自主防災会	平成８年２月 14 日
	195	東和リバーサイド野田防災会	平成 10 年９月 24 日
	196	中地自治会防災会	平成 31 年４月１日
	197	西大和田第二自治会防災会	平成 25 年８月 30 日
南部	198	西大和田第三自治会自主防災会	平成 24 年 10 月４日
	199	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成 25 年６月 15 日
	200	花井自治会自主防災組織	平成 31 年４月７日
	201	花井東自治会自主防災組織	平成 29 年５月 29 日
	202	東大崎自治会自主防災会	平成 18 年７月７日
	203	東新田自治会自主防災会	平成 20 年８月８日
	204	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成 19 年６月 25 日
	205	松ヶ丘地区防災会	平成８年２月 19 日
	206	山崎新田第一自治会自主防災会	平成 18 年６月５日
	207	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成 17 年８月１日
	208	山崎団地自治会自主防災会	平成 22 年６月９日
	209	やまばと会防災会	平成 24 年７月 10 日
	210	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成 25 年５月１日
	211	若葉台自治会自主防災会	平成 21 年３月３日
	212	オオソラモ自主防災会	令和３年 12 月３日

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組　織　名	結成年月日
福田	212	下町自主防災会	平成９年４月28日
	213	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成９年９月18日
	214	野田梅郷自治会防災会	平成８年７月24日
	215	灰毛自治会防災会	平成８年３月19日
	216	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	217	保木間自治会防災会	平成29年２月１日
	218	本郷第１自治会自主防災会	平成22年５月18日
	219	本郷第２自治会自主防災会	平成22年５月18日
	220	三ツ堀防災会	平成13年２月28日
	221	わかくさ台防災会	平成23年９月２日
合計		221組織	

現　　行

資料編
２　自主防災
資料２－２　野田市自主防災組織一覧

ページ
資-１９～２３

地区		組　織　名	結成年月日
福田	213	下町自主防災会	平成９年４月28日
	214	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成９年９月18日
	215	野田梅郷自治会防災会	平成８年７月24日
	216	灰毛自治会	平成８年３月19日
	217	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	218	保木間自治会防災会	平成29年２月１日
	219	本郷第１自治会自主防災会	平成22年５月18日
	220	本郷第２自治会自主防災会	平成22年５月18日
	221	三ツ堀防災会	平成13年２月28日
	222	わかくさ台防災会	平成23年９月２日
合計		222組織	

修　正　案

修正理由

最新の設置場所一覧に修正

○野田市防災行政無線設置場所一覧

令和６年３月３１日現在

番号	設置場所	所在地（野田市）
（略）		
23	なみき四丁目公園	なみき四丁目 7-1
（略）		

現　行

資料編
３　情報連絡
資料３－３　野田市防災行政無線設置場所一覧

ページ
資-３１

○野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
（略）		
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
（略）		

修　正　案

修正理由

最新の設置場所一覧に修正

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

令和６年１月１日現在

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
（略）		
39	グループホームほっと（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 310
40	グループホームぱーる（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 304
41	かりんず（合資会社三姫）	野田市清水 434-42
42	希の芽（社会福祉法人野田目吹会）	野田市三ツ堀 265-1
43	グループホームかえで（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ケ瀬 4011-5
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市中里 252-14
	（削除）	（削除）
45	ケアホームポプラ（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ケ瀬 613-14
46	啓心荘ひまわり（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
	（削除）	（削除）
（略）		
72	コビープリスクールあたご保育園（㈱コビーソシオ）	野田市宮崎 101-1
73	アートチャイルドケア野田東部みどり保育園	野田市鶴奉 228
（略）		
	（削除）	（削除）

次ページに続く

現　　行

資料編
３　情報連絡
資料３－５　野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

ページ
資-４０～４３

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
（略）		
39	ケアホームほっと（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 310
40	ケアホームぱーる（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 304
41	かりんず（合資会社三姫）	野田市清水 434-42
42	ケアホーム希の芽（社会福祉法人野田目吹会）	野田市山崎 2661-5
43	グループホームかえで（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ケ瀬 4011-5
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市中里 252-14
45	ケアホームけやき（社会福祉法人いちいの会）	野田市谷津 1152-3
46	ケアホームポプラ（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ケ瀬 613-14
47	啓心荘ひまわり（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
48	啓心荘なでしこ（医療法人社団啓心会）	
（略）		
74	コビープリスクールあたご保育所（㈱コビーソシオ）	野田市宮崎 101-1
75	野田市立東部保育所	野田市鶴奉 228
（略）		
83	コビープリスクールのだ保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	野田市中野台 564-2

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の設置場所一覧に修正

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
（略）		
89	グループホームゆりの木(社会福祉法人いちいの会)	野田市木間ケ瀬 3162-1
（略）		
93	やまざき杜の保育園	野田市山崎 1134-1
（略）		
96	特別養護老人ホーム　ふれあいの里（社会福祉法人法師会）	野田市野田 1307-1
（略）		

現　行

資料編
３　情報連絡
資料３－５　野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

ページ
資-４０～４３

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
（略）		
92	グループホームゆりの木(社会福祉法人いちいの会)	野田市木間ケ瀬 3162
（略）		
96	すくすく保育園分園	
（略）		
99	特別養護老人ホーム　ふれあいの里（社会福祉法人法師会）	野田市野田 754-1
（略）		

修　正　案

修正理由

最新の番号情報に修正

○野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿

令和６年１月１日現在

設置場所又は使用場所		呼出番号
（略）		
指定緊急避難場所	野田市職業訓練センター（さわやかワークのだ）	３９４
指定緊急避難場所	木野崎農業構造改善センター	３９５
（略）		
医療機関	江戸川病院	４５２
（略）		
携帯局	災害対策本部活動用（24台）	６０１～６１５ ６２１～６２８ ６３１
（略）		
携帯局	消防署　南分署（緊急車両）	７８３
携帯局	消防署　北分署（緊急車両）	７８４
（略）		

現　　行

資料編
３　情報連絡
資料３－８　野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿

ページ
資-４８

○野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
（略）		
携帯局	災害対策本部活動用（26台）	６０１～６１５ ６２１～６３１
（略）		
携帯局	消防署　北分署（緊急車両）	７８３
携帯局	消防署　南分署（緊急車両）	７８４
（略）		

修　正　案

修正理由

最新の番号情報に修正

○防災関係機関の電話

令和６年１月１日現在

機　関　名	一般電話番号	千葉県防災行政無線電話
（略）		
千葉県防災対策課	政策室 043(223)2163 危機管理室 043(223)2168	政策室 500-7614 危機管理室 500-7405
千葉県東葛飾地域振興事務所　地域防災課	047(361)2111	502-721 501-723
千葉県野田保健所（野田健康福祉センター）	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所　維持課	047(364)5136	514-721 514-723
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉県拠点	043(224)5611	656-721 656-723
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	043-285-0343	652-721
気象庁銚子地方気象台	0479(22)0074	178-721 178-723 178-725
陸上自衛隊需品学校　企画室（当直室）	047(387)2171　内471	636-721 636-723
（略）		

現　　行

資料編
３　情報連絡
資料３－９　防災関係機関の電話

ページ　資-４９

○防災関係機関の電話

機　関　名	一般電話番号	千葉県防災行政無線電話
（略）		
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田保健所（野田健康福祉センター）	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉県拠点	043(224)5611	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	043-287-0311	652-721
気象庁銚子地方気象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	
（略）		

修　正　案	現　行
修正理由 避難情報変更に伴う例文の修正	資料編 ３　情報連絡 資料３－10　災害広報の例文 例文５　避難関係情報 ページ 資-５１

〔例文　５〕　避難関係情報

◎　高齢者等避難

こちらは防災野田です。○時○分、□□地区に、高齢者等避難が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。

※「□□」は地区名又は大字名等

◎　避難指示

こちらは防災野田です。○時○分、○○地区に、避難指示が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品を準備し、落ち着いて避難してください。

※「○○」は地区名又は大字名等

（削除）

◎　解除

こちらは防災野田です。○時○分、○○地区の避難情報(高齢者等避難、避難指示)は解除されました。

※「○○」は地区名又は大字名等

〔例文　５〕　避難関係情報

◎　避難準備情報・高齢者避難開始

こちらは防災野田です。○時○分、□□地区に、避難準備・高齢者等避難開始が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。

※「□□」は地区名又は大字名等

◎　避難勧告

こちらは防災野田です。○時○分、○○地区に、避難勧告が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品を準備し、落ち着いて避難してください。

※「○○」は地区名又は大字名等

◎　避難指示（緊急）

こちらは防災野田です。○時○分、○○地区に避難指示(緊急)が出されました。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。

※「○○」は地区名又は大字名等

◎　解除

こちらは防災野田です。○時○分、○○地区の避難(準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急))は解除されました。

※「○○」は地区名又は大字名等

修　正　案	現　行
修正理由 東海地震関連を南海トラフ関連の情報に修正	資料編 ３　情報連絡 資料３－10　災害広報の例文 例文 11　東海地震関連に関する情報 ページ 資-５４

〔例文　１１〕　南海トラフ地震関連に関する情報

◎　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

　こちらは防災野田です。○時○分に南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。今後、南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震警戒）が発表されますと、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

　こちらは防災野田です。○時○分に南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。この臨時情報（巨大地震警戒）は、２・３日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生する恐れがあるときに発表されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。

　一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。

　テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の解除

　こちらは防災野田です。ただいまから、南海トラフ地震に係る臨時情報（巨大地震警戒）の解除についてお知らせいたします。○月○日　○時○分内閣総理大臣から発表されました南海トラフ地震に係る臨時情報（巨大地震警戒）は、○月○日　○時○分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

〔例文　１１〕　東海地震関連に関する情報

◎　注意情報発表時

　こちらは防災野田です。○時○分に東海地震の注意情報が発表されました。今後、東海地震の警戒宣言が発令されますと、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎　警戒宣言発令

　こちらは防災野田です。○時○分に東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は、２・３日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生する恐れがあるときに発令されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。

　一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。

　テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎　警戒宣言の解除

　こちらは防災野田です。ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。○月○日　○時○分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、○月○日　○時○分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

令和６年３月２９日現在

区　分	単　位	合計	市役所	欅のホール	南コミセン	北コミセン	川間公民館	東部公民館	福田公民館	いちいのホール	関宿中央公民館	二川公民館	みずき備蓄倉庫	三ツ堀備蓄倉庫	瀬戸備蓄倉庫	小学校中学校等
サバイバルフーズクラッカー	缶	8,140	249	102	221	264	258	150	138	296	150	150		150		6,012
保存水（500ml）	箱（24本/1箱）	3,901	92	460	21	639	280	25	25	344	25	25	280	25	660	1,000
保存水（2000ml）	箱（6本/1箱）	1,023	184		700		19			120						
毛布	枚	16,858	428	150	780	300	700	300	300	1,000	300	300		300		12,000
敷きマット（ｳﾚﾀﾝﾀｲﾌﾟ）	枚	465	15													450
敷きマット（ｴｱｰﾀｲﾌﾟ）	枚	3,000	50		50	50	100	50	50	50	50	50	250	50		2,200
敷きマット（ｱﾙﾐｼｰﾄ）	枚	8,070	40	40	120	120	400	40	80	440	80	40	240			6,430
レスキューシート	枚	5,029	129		100	100	100	100	100	100	100	100	200	100		3,800
簡易トイレ	個	536	18		5	5	5	5	5	37	5	5	29	11		406
トイレ袋セット	枚	30,292	600		300	300	300	300	300		300	300	2,292	600		24,700
紙おむつ（新生児用）	枚	1,424					760			304			360			
紙おむつ（小児用：Ｓ）	枚	1,560					980			252			328			
紙おむつ（小児用：Ｍ）	枚	2,072					728			576			768			
紙おむつ（小児用：Ｌ）	枚	2,596					616			924			1,056			
紙おむつ（小児用：BIG）	枚	1,520					608			456			456			
紙おむつ（成人用パンツタイプ：Ｍ）	枚	612					204			204			204			
紙おむつ（成人用パンツタイプ：Ｌ）	枚	720					270			180			270			
尿取りパッド（成人用）	枚	3,820					1,260			1,280			1,280			
生理用品（昼用）	枚	9,744					2,880			2,112			4,752			
生理用品（夜用）	枚	2,268					2,268									
ほ乳ビン	本	313								313						
粉ミルク（新生児用）	本	5,000								5,000						
粉ミルク（乳児用）	本	3,000								3,000						

区　分	単　位	合計	市役所	欅のホール	南コミセン	北コミセン	川間公民館	東部公民館	福田公民館	いちいのホール	関宿中央公民館	二川公民館	みずき備蓄倉庫	三ツ堀備蓄倉庫	瀬戸備蓄倉庫	小学校中学校等
液体ミルク	本	3,960	3,960													
三角巾大	枚	390				90				300						
発電機	台	92	13		2	11	1	1	2	7	1	1	6	1		46
ワンタッチパーティション	張	282	11		6	6	3	3	3	6	3	3		6		232
段ボールパーティション	セット	2,066	10		5			5	20	5			100	260		1,661
プライベートテント	張	98	4		2	2	1	1	1	1	1	1		2		82
間仕切りテント	張	70														70
不織布マスク	枚	117,650	50		50	50	50	50	50	50	50	50		50		119,500
手指消毒液用アルコール液（5ﾘｯﾄﾙ）	本	183	6		3	3	3	3	3	3	3	3		3		150

現　　行

資料編
４　指定緊急避難場所・防災関連施設等
資料４－２　備蓄倉庫・備蓄品一覧

ページ
資-６６、６７

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

令和４年４月１日現在

区　分	単　位	合計	市役所	欅のホール	南コミセン	北コミセン	川間公民館	東部公民館	福田公民館	いちいのホール	関宿中央公民館	二川公民館	みずき備蓄倉庫	三ツ堀備蓄倉庫	瀬戸備蓄倉庫	小学校中学校等
サバイバルフーズクラッカー	缶	8,159	237	102	240	222	312	150	150	296	150	150		150		6,000
保存水（500ml）	箱（24本/1箱）	2,905	77	260	25	639	155	25	25	344	25	25	280	25		1,000
保存水（2000ml）	箱（6本/1箱）	2,125.5	221		700		279.5			120					805	
毛布	枚	16,858	358	150	850	300	700	300	300	1,000	300	300		300		12,000
敷きマット（ｳﾚﾀﾝﾀｲﾌﾟ）	枚	465	15													450
敷きマット（ｴｱｰﾀｲﾌﾟ）	枚	3,000	50		50	50	100	50	50	50	50	50	250	50		2,200
敷きマット（ｱﾙﾐｼｰﾄ）	枚	8,000	40	40	120	120	400	40	80	440	80	40	240			6,360
レスキューシート	枚	5,029	129		100	100	100	100	100	100	100	100	200	100		3,800
簡易トイレ	個	536	18		5	5	5	5	5	37	5	5	29	11		406
トイレ袋セット	枚	30,292	600		300	300	300	300	300		300	300	2,292	600		24,700
紙おむつ（新生児用）	枚	1,710					810			540			360			
紙おむつ（小児用：Ｓ）	枚	1,344					1,008			336						
紙おむつ（小児用：Ｍ）	枚	2,546					768			1,010			768			
紙おむつ（小児用：Ｌ）	枚	4,172					1,256			1,404			1,512			
紙おむつ（成人用パンツタイプ：Ｍ）	枚	612					204			204			204			
紙おむつ（成人用パンツタイプ：Ｌ）	枚	810					270			270			270			
尿取りパッド（成人用）	枚	3,150					1,260			1,260			630			
生理用品（昼用）	枚	8,506					2,376			1,378			4,752			
生理用品（夜用）	枚	2,592					2,592									
ほ乳ビン	本	313	33			40				240						
粉ミルク（新生児用）	本	5,620	5,620													
粉ミルク（乳児用）	本	3,120	3,120													

区　分	単　位	合計	市役所	欅のホール	南コミセン	北コミセン	川間公民館	東部公民館	福田公民館	いちいのホール	関宿中央公民館	二川公民館	みずき備蓄倉庫	三ツ堀備蓄倉庫	瀬戸備蓄倉庫	小学校中学校等
液体ミルク	本	3,432	3,432													
三角巾大	枚	390				90				300						
発電機	台	74	13		2	11	1	1	2	1	1	1		1		40
ワンタッチパーティション	張	285	11		6	6	3	3	3	6	3	3		6		235
段ボールパーティション	セット	2,100	10		5			5	20	5			100	260		1695
プライベートテント	張	99	4		2	2	1	1	1	1	1	1		2		83
不織布マスク	枚	177,800	25,000		50	50	50	50	50	50	50	50	10,000	50		142,350
手指消毒液用アルコール液（5ﾘｯﾄﾙ）	本	167	7		3	3	3	3	2	3	3	3		3		133

修　正　案

修正理由

離着陸場の施設管理者を現在の状況に修正

○ヘリコプター臨時離着陸場

離着陸場名称	所在地	座　標※	施設管理者	広さ（m）	区分
野田市総合公園自由大広場	野田市清水字川通地先	N　35°　57′　44″ E 139°　50′　52″	市　長	120　×　80	中
野田市役所本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N　35°　57′　18″ E 139°　52′　29″	市　長	15　×　15	※
野田市文化センター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N　35°　57′　23″ E 139°　52′　22″	市　長	34　×　70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名 2 丁目 39	N　35°　58′　24″ E 139°　50′　12″	市　長	100　×　120	大
野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N　36°　01′　28″ E 139°　49′　24″	市　長	80　×　50	中

現　　行

資料編
4　指定緊急避難場所・防災関連施設等
資料４－６　ヘリコプター臨時離着陸場

ページ
資-７１

○ヘリコプター臨時離着陸場

離着陸場名称	所在地	座　標※	施設管理者	広さ（m）	区分
野田市総合公園自由大広場	野田市清水字川通地先	N　35°　57′　44″ E 139°　50′　52″	教育長	120　×　80	中
野田市役所本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N　35°　57′　18″ E 139°　52′　29″	市　長	15　×　15	※
野田市文化センター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N　35°　57′　23″ E 139°　52′　22″	教育長	34　×　70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名 2 丁目 39	N　35°　58′　24″ E 139°　50′　12″	市　長	100　×　120	大
野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N　36°　01′　28″ E 139°　49′　24″	教育長	80　×　50	中

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

（令和５年３月３１日現在）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置 （法第4条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 ＜加算額＞ 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。（ホテル・旅館の利用額は 7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整する。）

次ページに続く

現　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

（令和４年４月１日現在）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置 （法第4条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	＜基本額＞ 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 ＜加算額＞ 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、下記対象経費の通常の実費を加算 1 おおむね 10 人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 2 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 3 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所にすることも可能

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上

次ページに続く

現　　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1　規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は2年以内

次ページに続く

現　行

資料編
5　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者	○建設型応急住宅 1　限度額 1戸当たり 平均 5,714,000円以内 2　住宅の規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 3　集会施設の設置 おおむね50戸に1施設設置可	災害発生の日から20日以内に着工	1　半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2　プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する。 3　50戸未満でも小規模な集会施設の設置可 4　「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

		○賃貸型応急住宅 1　規模 建設型応急住宅に準じる。 2　基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から速やかに提供救助期間は完成の日から最長２年（建設型応急住宅と同様	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

次ページに続く

現　　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

		○賃貸型応急住宅 1　限度額 地域の実情に応じた額（実費） 2　住宅の規模 世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	災害発生の日から速やかに提供 救助期間は完成の日から最長２年（建設型応急住宅と同様	1　半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議） 2　家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの 3　「特定非常災害」の指定がある場合のみ、１年を超えない期間ごとの延長が可能

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

次ページに続く

現　行

資料編
5　災害救助法・協定等
資料5－2　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-75～82

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に避難している者 2　住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1　輸送費、人件費は別途計上

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊全焼流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊半焼床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

次ページに続く

現　行

資料編
5　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上１人増すごとに加算
全壊全焼流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊半焼床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
医　療	（略）			
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	（略）			

次ページに続く

現　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
医　療	（略）			
助　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	（略）			

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り 半壊以外 655,000 円以内 準半壊 318,000 円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	

次ページに続く

現　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700 円 中学校生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

次ページに続く

現　行

資料編
5　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

次ページに続く

現　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
死体の処理	（略）			
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	（略）			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

次ページに続く

現　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
死体の処理	（略）			
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	（略）			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の支援に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 24,700 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100 円以内 救急救命士 13,300 円以内 土木技術者、建築技術者 13,900 円以内 大工 24,800 円以内 左官 26,900 円以内 とび職 27,300 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

次ページに続く

現　　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100 円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

	範　囲	費用の限度額	期　間	備　考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

次ページに続く

現　　行

資料編
5　災害救助法・協定等
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-７５～８２

	範　囲	費用の限度額	期　間	備　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

次ページに続く

修　正　案	現　行
修正理由 最新の情報に修正	資料編 ５　災害救助法・協定等 資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間 ページ 資-７５～８２

修正案

1　3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10
2　3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9
3　6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8
4　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7
5　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6
6　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5
7　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現行

イ　3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10
ロ　3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9
ハ　6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8
ニ　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7
ホ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6
ヘ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5
ト　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣省に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

修　正　案

修正理由

時点日を更新

○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

令和６年２月１日現在

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協　定　内　容
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

現　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－７　災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

ページ
資-９７

○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

平成30年３月１日現在

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協　定　内　容
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正（令和４年度以降に追加された協定情報等を更新）

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

令和６年２月１日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7.4.26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	（削除）	（削除）	（削除）	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合パルシステム千葉	H17.4.26	
	（略）			
	災害時におけるレンタル資材の提供に関する協定	㈱光明製作所	H30.4.1	災害時におけるレンタル資材の優先的な提供（水道事業）
	（略）			
	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定書	株式会社デベロップ	R2.11.30	災害時における避難施設としての移動式宿泊施設の供給
	（略）			
	災害時における資機材の提供に関する協定	渡辺パイプ㈱野田サービスセンター	R4.1.14	災害時における資機材の優先的な提供
	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社ナガワ	R5.5.9	災害時等におけるレンタル機材の提供
	災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	セイジツサービス株式会社	R5.5.16	災害時等におけるレンタル資機材（イベント用品や衛生・清掃用具）及び避難所等の清掃サービスの提供
	災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	有限会社　古谷安五郎商店	R5.5.16	災害時等におけるレンタル資機材（介護用品や衛生・清掃用具）及び避難所等の清掃サービスの提供

次ページに続く

現　　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－８　災害時応援協定一覧（民間事業者）

ページ
資-１０１～１０４

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

令和４年３月１日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7.4.26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	H7.4.26	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合パルシステム千葉	H17.4.26	
	（略）			

次ページに続く

修　正　案

修正理由

令和４年度以降に追加された協定情報を更新

	支援協力協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
支援協力協定	（略）			
	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
	（略）			
	災害時における仮設トイレの設置支援及びし尿の収集運搬に関する協定	野田市環境保全協同組合	R2.9.16	仮設トイレの提供及びし尿の収集運搬に関する協力
	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書	野田市再資源化事業協同組合	R2.9.16	家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協力
	（略）			
	災害時等における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	R4.3.30	災害時等における支援物資の受入及び配送等の要請
	災害時における避難者及び支援物資の受入に関する協定	アドバンス・ロジスティクス投資法人	R4.5.25	災害時における避難場所の提供及び災害備蓄品の提供
	災害時における避難場所等の提供に関する協定	サンキョー株式会社	R4.11.14	災害時における避難場所の提供及び災害備蓄品の提供
	災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定	有限会社カツミ商事 中山観光自動車株式会社 有限会社松伸野田観光バス 株式会社マルノウチディーエス 株式会社和光輸送和光観光バス事業部	R5.4.20	災害時等における大型バス等を活用した人員等の輸送及び避難スペースの提供
	災害時における避難場所等の提供に関する協定	株式会社成通	R5.6.30	災害時における避難場所の提供及び災害備蓄品の提供
	災害時等における応急対策活動の協力に関する協定	新和環境株式会社	R6.1.19	緊急人命救助及び道路交通確保のための障害物の除去

次ページに続く

現　　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－８　災害時応援協定一覧（民間事業者）

ページ
資-１０１～１０４

	支援協力協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
支援協力協定	（略）			
	防災啓発情報等に関する協定	ＮＴＴタウンページ株式会社	H29.3.22	地域防災力の強化に繋げることを目的とした自然災害等に対する防災啓発情報の発信に関する協力
	（略）			

次ページに続く

修　正　案

修正理由

令和４年度以降に追加された協定情報を更新

	施設利用協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
施設利用協定	（略）			
	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	東葛飾教育事務所	R4.6.10	災害発生時等の施設利用

現　行

資料編
５　災害救助法・協定等
資料５－８　災害時応援協定一覧（民間事業者）

ページ
資-１０１～１０４

	施設利用協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
施設利用	（略）			

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

○　警報・注意報発表基準一覧

令和５年６月８日現在

発表官署　銚子地方気象台

野田市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警　報	大　雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	128
	洪　水		流域雨量指数基準	江川流域＝9.3
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］、江戸川［西関宿・野田］
	（略）			

次ページに続く

現　　行

資料編
６　風水害・土砂災害
資料６－１　警報・注意報発表基準一覧

ページ
資-１０５

○　警報・注意報発表基準一覧

令和４年４月１日現在

発表官署　銚子地方気象台

野田市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警　報	大　雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	143
	洪　水		流域雨量指数基準	江川流域＝9.3
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］、江戸川［西関宿・野田］
	（略）			

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

注意報	大　雨	浸水害	表面雨量指数基準	8
		土砂災害	土壌雨量指数基準	103
	洪　水		流域雨量指数基準	江川流域＝7.4
			複合基準※1	江戸川流域=(9,　6.4), 利根川流域=(5,　82.5)
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］、江戸川［西関宿・野田］
	（略）			
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

現　　行

資料編
６　風水害・土砂災害
資料６－１　警報・注意報発表基準一覧

ページ
資-１０５

注意報	大　雨	浸水害	表面雨量指数基準	8
		土砂災害	土壌雨量指数基準	118
	洪　水		流域雨量指数基準	江川流域＝7.4
			複合基準	江戸川流域=(9,　6.4), 利根川流域=(5,　82.5)
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］、江戸川［西関宿・野田］
	（略）			
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100mm

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

○高齢者施設

No.	施設名	所在地
1	葵の園・野田	中里１３８９
2	アロハナーシングケアハウス	木間ケ瀬２７６４－６３
3	イリーゼ野田	清水７４０－１
4	音女通りデイサービス	中野台１７７－７
5	介護老人保健施設野田ライフケアセンター	野田８４０
6	グループホームソラスト川間	中里１５６４－２
7	グループホームバンヤンツリー関宿	木間ケ瀬４８７７－１
8	ケアパートナー野田	山崎１２７５－１
（削除）	（削除）	（削除）
9	敬愛	岩名４０９－７
10	ご隠居長屋 和楽久 川間	五木新町１６－１５
11	ココファン尾崎台	尾崎台１４
12	ご長寿くらぶ野田清水公園北館 ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター	桜の里１－１－１６
13	ご長寿くらぶ野田清水公園南館 ご長寿くらぶ野田清水公園南館デイサービスセンター	桜の里１－１－１７
14	コミュニケア２４　癒しのデイサービス野田	山崎１３１３－１
15	ショートステイ鶴寿園（従来型） 特別養護老人ホーム鶴寿園（従来型）	鶴奉２７０－５
16	ショートステイ鶴寿園（ユニット型） 特別養護老人ホーム鶴寿園（ユニット型）	鶴奉２８０
17	ショートステイ松葉園 デイサービスセンター松葉園 特別養護老人ホーム松葉園	中里４３－３

次ページに続く

現　　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

○高齢者施設

No.	施設名	所在地
No.	施設名	所在地
1	葵の園・野田介護保健施設葵の園・野田	中里１３８９
2	アロハナーシングケアハウス	木間ケ瀬２７６４－６３
3	イリーゼ野田	清水７４０－１
4	音女通りデイサービス	中野台１７７－７
5	介護老人保健施設野田ライフケアセンター	野田８４０
6	グループホームソラスト川間	中里１５６４－２
7	グループホームバンヤンツリー関宿	木間ケ瀬４８７７－１
8	ケアパートナー野田	山崎１２７５－１
9	ケアハウスウェルフェアデイサービスセンターウェルフェア	木間ケ瀬６１２９
10	敬愛	岩名４０９－７
11	ご隠居長屋 和楽久 川間	五木新町１６－１５
12	ココファン尾崎台	尾崎台１４
13	ご長寿くらぶ野田清水公園北館 ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター	桜の里１－１－１６
14	ご長寿くらぶ野田清水公園南館 ご長寿くらぶ野田清水公園南館デイサービスセンター	桜の里１－１－１７
15	コミュニケア２４癒しのデイサービス野田	山崎１３１３－１
16	ショートステイ鶴寿園（ユニット型） 特別養護老人ホーム鶴寿園（ユニット型）	鶴奉２８０
17	ショートステイ松葉園 デイサービスセンター松葉園 特別養護老人ホーム松葉園	中里４３－３

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

18	シルバーコート花りん	光葉町３－２６－１３
（削除）	（削除）	（削除）
19	短期入所生活介護施設関宿ナーシングビレッジ デイサービスセンター関宿ナーシングビレッジ 特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ	桐ケ作６６６
20	だんらんの家愛宕	柳沢１－３４
21	だんらんの家川間	五木新町１－５
22	だんらんの家桜木	桜木２２－２
23	ツクイ川間	尾崎台８－２
24	ツクイ木間ケ瀬	木間ケ瀬６１２－１
25	デイサービスセンター　ウェルフェア	木間ケ瀬６１２９
26	デイサービスかたらい	清水１５
27	デイサービスセンター鶴寿園	鶴奉２８０
28	デイサービスなごみ	清水１７１－７
29	デイサービスフォルテシモ	五木新町１６－１５
30	特別養護老人ホーム野田市楽寿園 （削除）	鶴奉２６４
31	デイサービスセンター福寿園 特別養護老人ホーム福寿園	金杉２３２５－１
33	特別養護老人ホーム船形サルビア荘	船形２９７－２
34	短期入所生活介護ふれあいの里（ユニット型） デイサービスセンターふれあいの里 特別養護老人ホームふれあいの里	野田７５４－１

次ページに続く

現　　行

資料編	ページ
５　風水害・土砂災害 資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	資-１０７～１１２

18	ショートステイ松葉園　デイサービスセンター松葉園 特別養護老人ホーム松葉園	中里４３－３
19	シルバーコート花りん	光葉町３－２６－１３
20	関宿福祉センターやすらぎの郷	古布内１９４４－２
21	短期入所生活介護施設関宿ナーシングビレッジ デイサービスセンター関宿ナーシングビレッジ 特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ	桐ケ作６６６
22	だんらんの家愛宕	柳沢１－３４
23	だんらんの家川間	五木新町１－５
24	だんらんの家桜木	桜木２２－２
25	ツクイ川間	尾崎台８－２
26	ツクイ木間ケ瀬	木間ケ瀬６１２－１
27	デイサービスかたらい	清水１５
28	デイサービスセンター鶴寿園	鶴奉２８０
29	デイサービスなごみ	清水１７１－７
30	デイサービスフォルテシモ	五木新町１６－１５
31	特別養護老人ホーム野田市楽寿園 養護老人ホーム野田市楽寿園	鶴奉２６４
32	デイサービスセンター福寿園 特別養護老人ホーム福寿園	金杉２３２５－１
33	特別養護老人ホーム船形サルビア荘	船形２９７－２
34	短期入所生活介護ふれあいの里（ユニット型） デイサービスセンターふれあいの里 特別養護老人ホームふれあいの里	野田７５４－１

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

35	なごみ中野台	中野台３００
36	野田市岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名２－１２－１
37	野田病院通所リハビリテーション	中里１５５４－１
38	はぁとデイサービス清水	清水２６９
39	はぁとデイサービス日の出町	日の出町９－４
40	陽だまり	尾崎１１０９－３
41	福聚苑老人保健施設	中戸２０
42	星の子瀬戸校まなびや	瀬戸１８９－２９
43	森田さんちの青楽（そら）	吉春６－３
44	縁「ゆかり」野田センター	木間ケ瀬２１４８－３
45	縁「ゆかり」野田介護予防センター	木間ケ瀬２０７９－４

次ページに続く

現　　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

35	なごみ中野台	中野台３００
36	野田市岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名２－１２－１
37	野田病院通所リハビリテーション	中里１５５４－１
38	はぁとデイサービス清水	清水２６９
39	はぁとデイサービス日の出町	日の出町９－４
40	陽だまり	尾崎１１０９－３
41	福聚苑老人保健施設	中戸２０
42	星の子瀬戸校まなびや	瀬戸１８９－２９
43	森田さんちの青楽（そら）	吉春６－３
44	縁「ゆかり」野田センター	木間ケ瀬２１４８－３

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

○障がい者施設

No.	施設名	所在地
1	あしたば	山崎１０８８－２
2	アンディとＴｉａｒａ	清水３８２－５９
3	飯野ホーム（グループホームほっと）	野田５２４
4	インクル	野田市野田５８４－Ｂ－２０２
（削除）	（削除）	（削除）
5	おひさま	野田市尾崎８０７－１５
6	ガーデン愛宕	野田市野田７８７－１１　２Ｆ
7	紙ふうせん	清水１６７－１０
8	からふるＫｉｄｓ野田	七光台４２８－１８　コートハイツ１階
9	かりんず	清水４３４－４２
10	キッズセンター・さくら野田事業所	関宿台町２７８
（削除）	（削除）	（削除）
11	君の未来　東宝珠花教室	野田市東宝珠花２５１－１
12	くすのき苑	木間ケ瀬３１２１
13	ぐりーん	木間ケ瀬５９８５－１５
14	グループホームおひさま	野田市尾崎８０７－１５
15	グループホームかえで	木間ケ瀬４０１１－５
16	グループホームかきの木	野田市清水６８５－１０

次ページに続く

現　　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

○障がい者施設

No.	施設名	所在地
1	あしたば	山崎１０８８－２
2	アンディとＴｉａｒａ	清水３８２－５９
3	飯野ホーム（グループホームほっと）	野田５２４
4	ウィズパートナー	東宝珠花２４７－２　鶴岡ビル１階
5	紙ふうせん	清水１６７－１０
6	からふるＫｉｄｓ野田	七光台４２８－１８　コートハイツ１階
7	かりんず	清水４３４－４２
8	キッズセンター・さくら関宿台町事業所	関宿台町２７８
9	キッズセンター・さくら野田事業所	尾崎８０７－５
10	きらり	木間ケ瀬１９３６－１
11	くすのき苑	木間ケ瀬３１２１
12	グループホームかえで	木間ケ瀬４０１１－５

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

17	グループホームふわふわ野田尾崎	野田市尾崎１０２－２
(削除)	（削除）	（削除）
18	啓心荘ひまわり	柳沢２１０
19	COCORO HANARE	野田市柳沢３０６－７
(削除)	（削除）	（削除）
20	地域活動支援センターきらり	木間ケ瀬１９３６－１
21	地域活動支援センターさくら	柳沢２１０－１５
22	ささらホーム１	木間ケ瀬２４６０－２１
23	ささらホーム２	木間ケ瀬２７１１－６
24	ささらホーム３	山崎１４６８－２
25	ささらホーム４	尾崎１５－３
26	サンフラワー	西三ケ尾４８１－４６
27	しいのき（グループホームかえで）	中里２５２－１４
28	指定多機能型事業所　つばさ	目吹２５７８－４
29	就労継続支援Ｂ型事業所　友遊	野田市木野崎１５６１－１
30	就労サポート・のだ	三ツ堀３５６－１
(削除)	（削除）	（削除）
31	SWEET HOME にこにこ	野田市中野台１００　１階
32	生活介護きょう花	野田市目吹１４５９－１

次ページに続く

現　　行

資料編	ページ
５　風水害・土砂災害 資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	資-１０７～１１２

13	訓練サポートセンターライフ野田	東宝珠花２５１－４１
14	啓心荘ひまわり　啓心荘女子寮（なでしこ）	柳沢２１０
15	けやき（グループホームかえで）	谷津１１５２－３
16	さくら	柳沢２１０－１５
17	ささらホーム１	木間ケ瀬２４６０－２１
18	ささらホーム２	木間ケ瀬２７１１－６
19	ささらホーム３	山崎１４６８－２
20	ささらホーム４	尾崎１５－３
21	サンフラワー	西三ケ尾４８１－４６
22	しいのき（グループホームかえで）	中里２５２－１４
23	指定多機能型事業所　つばさ	目吹２５７８－４
24	就労サポート・のだ	三ツ堀３５６－１
25	しゅがあ	瀬戸２３２－１９

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

33	生活介護　ハナフイ	野田市尾崎８１１－３７　フジビル２階、３階
34	生活介護事業所Ciel	木間ケ瀬７１３－６
(削除)	（削除）	（削除）
35	ソーシャルインクルーホーム野田尾崎	野田市尾崎７０８－１
36	Soluna＆Sourire	野田市木間ケ瀬７１３－６
37	地域活動支援センターそらいろ	大殿井１５０－２０３
(削除)	（削除）	（削除）
38	地域活動支援センターのぞみ	尾崎８３７－１５
39	野田市心身障がい者福祉作業所	鶴奉２６８
40	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	西高野３３４－１
41	野田市立あおい空	鶴奉９０
42	のだ福祉支援センターありがとうの花	東宝珠花２２２
(削除)	（削除）	（削除）
43	野田芽吹学園	下三ケ尾８７５－１
44	羽の郷野田	瀬戸２３２－１９
45	ハルちゃんｈａｐｐｙｓｍｉｌｅ	西三ケ尾４８１－４６
46	ぱーる（グループホームほっと）	船形３０４
47	ひと粒の種　就労支援事業所	船形２８８－２
48	ひばり	船形３１０

次ページに続く

現　　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

26	生活介護事業所Ciel	木間ケ瀬７１３－６
27	総活躍　野田	野田５６０－１　東海第３ビル２階
28	そらいろ	大殿井１５０－２０３
29	短期入所ほっと	船形３１０
30	のぞみ	尾崎８３７－１５
31	野田市心身障がい者福祉作業所	鶴奉２６８
32	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	西高野３３４－１
33	野田市立あおい空	鶴奉９０
34	のだ福祉支援センターありがとうの花	東宝珠花２２２
35	のだ福祉支援センターエンジョイライフ	東宝珠花２２２
36	野田芽吹学園	下三ケ尾８７５－１
37	羽の郷野田	清水４０３－６
38	ハルちゃんｈａｐｐｙｓｍｉｌｅ	西三ケ尾４８１－４６
39	ぱーる（グループホームほっと）	船形３０４
40	ひばり	船形３１０

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

49	ファーストステップ事業所	清水２６９ サンクレール１０１号
50	放課後デイサービスウィズパートナー	東宝珠花２４７－２ 鶴岡ビル１階
51	放課後等デイサービスＣｈｅｒｉｅ	木間ケ瀬４３５９－１０
52	放課後等デイサービスＳａｎｔａ	木間ケ瀬４３５９－３
53	株式会社ホップ	清水３８２－５０
54	星のいえ野田 第２星のいえ野田	山崎２７９４－１０
55	ほのか	木間ケ瀬４８３９－１０１
56	ポプラ（グループホームかえで）	木間ケ瀬６１３－１４
57	芽ぐみ（共同生活援助野田芽吹学園）	中野台１７０－４
58	ゆりの木（グループホームかえで）	木間ケ瀬３１６２－１
（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）
59	リズムホーム上花輪新町	野田市上花輪新町３８－５
60	リズムホーム清水公園	野田市清水２５０－５
61	わおんグループホームのだ	野田市光葉町１－３０－４
62	わおん千葉野田	野田市岩名２－３０－９
63	ワークショップくすのき	木間ケ瀬４０１１－５
（削除）	（削除）	（削除）
64	ＬＳ～ルース～	瀬戸１８９－４８

次ページに続く

現　　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

41	ファーストステップ事業所	清水２６９ サンクレール１０１号
42	放課後デイサービスウィズパートナー	東宝珠花２４７－２ 鶴岡ビル１階
43	放課後等デイサービスＣｈｅｒｉｅ	木間ケ瀬４３５９－１０
44	放課後等デイサービスＳａｎｔａ	木間ケ瀬４３５９－３
45	ホップ	清水３８２－５０
46	星のいえ野田　第２星のいえ野田	山崎２７９４－１０
47	ほのか	木間ケ瀬４８３９－１０１
48	ポプラ（グループホームかえで）	木間ケ瀬６１３－１４
49	芽ぐみ（共同生活援助野田芽吹学園）	中野台１７０－４
50	ゆりの木（グループホームかえで）	木間ケ瀬３１６２－１
51	ライフ１号棟	木間ケ瀬５９８５－１５
52	ライフ２号棟	中戸４８３－１０
53	らふすたでぃ	中野台１００
54	れいんぼー	木間ケ瀬７１９－１－Ａ１０１
55	ワークショップくすのき	木間ケ瀬４０１１－５
56	ｃｏｃｏｒｏ２ｎｄ	柳沢３０６－７
57	ＬＳ～ルース～	瀬戸１８９－４８

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

○医療施設

（略）

○保育施設

No.	施設名	所在地
1	アスク川間保育園	尾崎８５３－１
2	アスク古布内保育園	古布内１５２７－１３
3	アスク七光台保育園	谷津３６７
4	岩木学童保育所	岩名２－１０－１７
5	岩木第二学童保育所	岩名２－１２－１
（削除）	（削除）	（削除）
6	尾崎学童保育所	尾崎１４１５
7	尾崎第二学童保育所	尾崎１４１５
8	かぞヤクルト販売㈱春日町センター保育所	春日町１０－６
9	かぞヤクルト販売㈱関宿中央センター保育所	次木７３－１
10	川間学童保育所	中里５５６－９
11	キッズルーム野田	船形１６４２－１野田船形物流センター
12	木間ケ瀬学童保育所	木間ケ瀬３６４０
13	子育てネットワークゆっくっく	岩名２－９－１４
14	コビープリスクールさくらのさとテラス	桜の里１－１－７
15	コビープリスクールさくらのさと保育園	桜の里１－１－５
16	コビープリスクールせきやど保育園	なみき２－３－３

次ページに続く

現　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

○医療施設

（略）

○保育施設

No.	施設名	所在地
1	アスク川間保育園	尾崎８５３－１
2	アスク古布内保育園	古布内１５２７－１３
3	アスク七光台保育園	谷津３６７
4	岩木学童保育所	岩名２－１０－１７
5	岩木第二学童保育所	岩名２－１２－１
6	岡田病院たんぽぽ保育室	柳沢２２１
7	尾崎学童保育所	尾崎１４１５
8	尾崎第二学童保育所	尾崎１４１５
9	かぞヤクルト販売㈱春日町センター保育所	春日町１０－６
10	かぞヤクルト販売㈱関宿中央センター保育所	次木７３－１
11	川間学童保育所	中里５５６－９
12	キッズルーム野田	船形１６４２－１野田船形物流センター
13	木間ケ瀬学童保育所	木間ケ瀬３６４０
14	子育てネットワークゆっくっく	岩名２－９－１４
15	コビープリスクールさくらのさとテラス	桜の里１－１－７
16	コビープリスクールさくらのさと保育園	桜の里１－１－５
17	コビープリスクールせきやど保育園	なみき２－３－３

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

17	児童センター	野田市清水１１２２－１
18	清水学童保育所	清水７７３
19	しみず空と杜の保育園	清水公園東２－２－１
20	清水第二学童保育所	清水７７３
21	関宿学童保育所	関宿台町１７１
22	関宿子ども館	木間ケ瀬６２０
23	関宿中央学童保育所	東宝珠花２３４－１
24	関宿中央第二学童保育所	東宝珠花２３４－１
25	谷吉子ども館	谷津１１４８－３
26	東部学童保育所	鶴奉２６９－１
27	七光台学童保育所	七光台１２６－２
28	七光台子ども館	七光台１２６－２
29	七光台第二学童保育所	七光台２０－１
30	南部第三学童保育所	山崎１２４９－４０
31	南部第二学童保育所	山崎１２４９－２５
32	野田学童保育所	野田５３５－２

次ページに続く

現　　行

資料編	ページ
５　風水害・土砂災害 資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	資-１０７～１１２

18	清水学童保育所	清水７７３
19	清水第二学童保育所	清水７７３
20	関宿学童保育所	関宿台町１７１
21	関宿子ども館	木間ケ瀬６２０
22	関宿中央学童保育所	東宝珠花２３４－１
23	関宿中央第二学童保育所	東宝珠花２３４－１
24	谷吉子ども館	谷津１１４８－３
25	東部学童保育所	鶴奉２６９－１
26	七光台学童保育所	七光台１２６－２
27	七光台子ども館	七光台１２６－２
28	七光台第二学童保育所	七光台２０－１
29	南部第三学童保育所	山崎１２４９－４０
30	南部第二学童保育所	山崎１２４９－２５
31	野田学童保育所	野田５３５－２

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

33	野田市立尾崎保育所	尾崎１７１４
34	野田市立木間ケ瀬保育所	木間ケ瀬３１５２－１
（削除）	（削除）	（削除）
35	野田市立乳児保育所	中野台１７
36	野田市立花輪保育所	上花輪新町１４
37	野田市立北部保育所	谷津６８２－２
38	野田第二学童保育所	野田６１１
39	のだのこども園	蕃昌３３８－２
40	野田病院内保育室	中里１５５４－１
41	はじめのいっぽ　こども園	木野崎２３９９－４
（削除）	（削除）	（削除）
42	二川学童保育所	桐ケ作４６４
43	二川つどいの広場	東宝珠花２３７－１いちいのホール内３Ｆ
44	北部学童保育所	谷津２２－１
45	みずき学童保育所	みずき３－２－３

次ページに続く

現　　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

32	野田市立尾崎保育所	尾崎１７１４
33	野田市立木間ケ瀬保育所	木間ケ瀬３１５２－１
34	野田市立東部保育所	鶴奉２２８
35	野田市立乳児保育所	中野台１７
36	野田市立花輪保育所	上花輪新町１４
37	野田市立北部保育所	谷津６８２－２
38	野田第二学童保育所	野田６１１
39	のだのこども園	蕃昌３３８－２
40	野田病院内保育室	中里１５５４－１
41	はじめのいっぽ　こども園	木野崎１０８８
42	東葛飾病院内たんぽぽ保育園	中戸１３
43	二川学童保育所	桐ケ作４６４
44	二川つどいの広場	東宝珠花２３７－１いちいのホール内３Ｆ
45	北部学童保育所	谷津２２－１
46	みずき学童保育所	みずき３－２－３

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

○学校

No.	施設名	所在地
1	岩木幼稚園	五木３４１－５
(削除)	(削除)	(削除)
2	私立西武台千葉高等学校・中学校	尾崎２２４１－２
3	関宿幼稚園	新田戸５２２
4	千葉県立清水高等学校	清水４８２
5	千葉県立関宿高等学校	木間ケ瀬４３７６
6	千葉県立野田中央高等学校	谷津７１３
7	千葉県立野田特別支援学校	鶴奉１４７－１
8	月影幼稚園	中里４９２－１
9	野田市立岩木小学校	岩名２－１２－１
10	野田市立岩名中学校	岩名１７００
11	野田市立尾崎小学校	尾崎１４１５
12	野田市立川間小学校	中里９３４
13	野田市立川間中学校	中里１３６－１
14	野田市立木間ケ瀬小学校	木間ヶ瀬３６４０
15	野田市立木間ケ瀬中学校	木間ヶ瀬３３９３－１
16	野田市立清水台小学校	清水７７３

次ページに続く

現　　行

資料編
５　風水害・土砂災害
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

ページ
資-１０７～１１２

○学校

No.	施設名	所在地
1	岩木幼稚園	五木３４１－５
2	かぜのこようちえん	春日町１０－７
3	私立西武台千葉高等学校・中学校	尾崎２２４１－２
4	関宿幼稚園	新田戸５２２
5	千葉県立清水高等学校	清水４８２
6	千葉県立関宿高等学校	木間ケ瀬４３７６
7	千葉県立野田中央高等学校	谷津７１３
8	千葉県立野田特別支援学校	鶴奉１４７－１
9	月影幼稚園	中里４９２－１
10	野田市立岩木小学校	岩名２－１２－１
11	野田市立岩名中学校	岩名１７００
12	野田市立尾崎小学校	尾崎１４１５
13	野田市立川間小学校	中里９３４
14	野田市立川間中学校	中里１３６－１
15	野田市立木間ケ瀬小学校	木間ヶ瀬３６４０
16	野田市立木間ケ瀬中学校	木間ヶ瀬３３９３－１
17	野田市立清水台小学校	清水７７３

次ページに続く

修　正　案

修正理由

最新の情報に修正

17	野田市立関宿小学校	関宿台町１７１
18	野田市立関宿中央小学校	東宝珠花２３４－１
19	野田市立関宿中学校	関宿台町２１５０
20	野田市立関宿中部幼稚園	桐ケ作４５３－１
（削除）	（削除）	（削除）
21	野田市立第一中学校	野田８２９－１
22	野田市立中央小学校	野田６１１
23	野田市立野田幼稚園	野田７９３－８
24	野田市立二川小学校	桐ヶ作４６４
25	野田市立二川中学校	桐ヶ作４１８
26	野田市立二ツ塚小学校	二ッ塚４８５－２
27	野田市立北部小学校	谷津２５－１
28	野田市立みずき小学校	みずき３－２－３
29	野田北部幼稚園	蕃昌３３６－７
30	宮崎幼稚園	宮崎９７

現　　行

資料編	ページ
５　風水害・土砂災害 資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	資-１０７～１１２

18	野田市立関宿小学校	関宿台町１７１
19	野田市立関宿中央小学校	東宝珠花２３４－１
20	野田市立関宿中学校	関宿台町２１５０
21	野田市立関宿中部幼稚園	桐ケ作４５３－１
22	野田市立関宿南部幼稚園	木間ケ瀬３１９７
23	野田市立第一中学校	野田８２９－１
24	野田市立中央小学校	野田６１１
25	野田市立野田幼稚園	野田７９３－８
26	野田市立二川小学校	桐ヶ作４６４
27	野田市立二川中学校	桐ヶ作４１８
28	野田市立二ツ塚小学校	二ッ塚４８５－２
29	野田市立北部小学校	谷津２５－１
30	野田市立みずき小学校	みずき３－２－３
31	野田北部幼稚園	蕃昌３３６－７
32	宮崎幼稚園	宮崎９７